

議 事 日 程 （第 1 号）

平成24年12月19日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第11号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第7号）
 - 専第12号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第64号 可茂消防事務組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第8 議案第65号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第9 議案第66号 可児市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第10 議案第67号 加茂郡坂祝町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第11 議案第68号 加茂郡富加町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第12 議案第69号 加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第13 議案第70号 加茂郡七宗町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第14 議案第71号 加茂郡八百津町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第15 議案第72号 加茂郡白川町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第16 議案第73号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 日程第17 議案第74号 東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第75号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第76号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第77号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第78号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第9号）

- 日程第22 議案第79号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第80号 平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第81号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）
日程第25 議案第82号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第83号 和解及び権利の一部放棄について
日程第27 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第28 東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第29 発議第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第30 発議第4号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第31 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成24年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの3日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成24年12月19日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成24年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成24年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成24年9月25日、10月25日及び11月22日。

３．検査の結果 平成24年８月末日、９月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査の結果報告を行います。最後のページに別冊としてついておりますので、よろしくお願いします。

定例監査結果報告。

地方自治法第199条第４項の規定により、平成24年10月15日、16日及び同月30日、31日の４日間実施した定例監査の結果は次のとおりであります。

よって、同法第199条第９項の規定によって報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

平成24年12月19日、東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。東白川村長 安江眞一様、東白川村議会議長 安江祐策様。

監査の主眼。

- １．事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
- ２．最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。
- ３．行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。
- ４．工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

１．平成24年９月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

- ２．平成24年９月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
- ３．平成24年９月末の財産台帳、備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。
- ４．平成23年度末の村税等の滞納分が24年度に確実に調定され、収入督促されているかの監査。
- ５．その他関連する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

１．出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。

- ２．平成24年度各工事の進捗状況と平成23年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果。

- １．予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成24年度一般会計と特別会計を合わせた予算規模は32億4,187万1,000円で、平成24年９月末現在の予算執行状況は、収入済額23億1,981万8,458円、支出済額12億7,607万7,807円で、差引残高は10億4,374万651円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協で、定期預金７億円、普通預金３億5,343万4,433円、当座預金764円であります。予算執行状況は39.4%で、前年同期と比較すると

1. 6ポイント下回っています。基金管理状況は、前年度同期と比較すると9,017万2,381円増の9億7,347万4,531円です。その内容は、定期預金19口、普通預金2口であります。基金が大幅に増加したのは、23年度に財政調整基金に約1億円追加、国民健康保険基金1,000万円減の結果です。出資証券等の管理状況は、前年同期より149万6,000円減の1億2,080万2,000円ではありますが、異動の主なものは、東白川村長期宿泊体験協議会への貸付金249万8,000円と商工会貸付金100万円の返還、森林組合出資金200万円の増などです。その内容は、出資証券14団体、証書60枚1,859万500円、株券9団体、51枚1億221万1,500円、債権1団体300万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、的確であり正確であることを認めます。

2. 平成23年度に発生した村税等の滞納額が24年度において正確に調定され、歳入の督促が行われているかについて。

平成23年度末の村税等の滞納額は約5,800万円あり、それが24年度に適正に調定され、歳入の督促がなされているかを調査しました。24年度の決算審査の折、一部調定漏れがあり、早急にするよう指示しましたが、今回は全ての確に処理されていました。なお、村税等の主なものの9月末の滞納額は次のとおりです。

村税（村民課）2,751万8,713円、前年度分は省略します。国民健康保険税（村民課）9,203万4,234円、介護保険料（村民課）26万5,800円、CATV使用料（総務課）263万3,617円、有線放送電話使用料（総務課）4万700円、簡易水道使用料（村民課）37万4,203円、後期高齢者医療保険料（村民課）35万9,500円、合計5,223万3,067円。前年度は5,398万1,190円。

村税等の滞納状況を昨年の同期と比較しますと、村税、CATV使用料などは微増ですが、国民健康保険税等は減少し、全体では167万円ほど減少しています。担当課の努力に敬意を表しますが、まだ多額の滞納がありますので、一層の努力をお願いします。

以下、現地監査で気づいたことを申し上げます。

今回の定例監査では、村が所有する各施設、特に村営住宅の維持管理状況について調査しました。昭和38年ごろに建設された若鮎荘、中根荘から昨年完成した木曽渡の定住促進住宅まで56戸（借家のリフォーム住宅3戸含む）があり、45世帯が入居されています。老朽化し、取り壊しを計画されているもの、あるいは使用不能の住宅も数戸あります。比較的新しい住宅については、周辺の環境も整備され、建物周辺も管理され、快適に使用されていると思われます。平成3、4年に建築された清流荘は、A・B2棟で16戸あり、15世帯が入居されています。A棟が10戸建て、B棟が6戸建てで、共用部分が多くありますが、共用の通路、建物周辺の管理が不十分と思われました。通常の清掃等は居住者の責務だと思いますので、指導をお願いしたいと思います。

住宅以外の建物についても調査しましたが、一部管理の悪いと思われるところは改善を指摘しました。消防の施設については、内部も含め整然と管理されていました。

2. 公園化構想により平成4年から14年に8カ所の公園が整備されました。直営または指定管理者を定め管理されているものもありますが、日常的に使用する施設はないので維持管理が大変と思

います。公園内に、建物、構築物等が設置されていますが、利用できないものもありますので、検討課題として指示しました。

結び。

平成24年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には多忙の中、懇切丁寧に説明をしていただき、また多くの資料を提出いただきありがとうございました。

24年度の9月末の一般会計の予算規模は、昨年とほぼ同額の21億3,141万1,000円。9月末では道路工事など未発注の工事も多くありますが、今後順次進められ、年度内完成を目指して向かわれると思います。

先般、中央道のトンネルで天井板崩落事故が発生し、多数の犠牲者が出ました。原因は調査されていますが、金属の腐食、経年による劣化など長期間使用したものには起こり得る現象と思います。村には古いトンネルはありませんが、道路、橋梁、建物など年数を経たものも多くあります。橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画が策定され、栃山橋は既に修繕されましたが、まだ修理を必要とする橋もあるようですので、早急な対応が必要と思います。

ここから先は中の文面を訂正しておりますので、よろしくお願いします。

間もなく25年度予算の編成も始まると思いますが、総選挙が終わり、新しい政権が誕生しました。大型補正で景気対策を図ると言われていますが、新年度予算は25年度にずれ込むとも言われていますので、難しい予算編成になると思いますが、総合計画に基づき、英知を結集して、村民が等しく物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。平成24年12月19日。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成24年12月23日、議員全員。

2. 東白川村消防団出初め式、地域の防火・防災に資する、はなのき会館、平成25年1月5日、議員全員。

3. 平成25年東白川村成人式、新成人を祝すとともに青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成25年1月13日、議員全員。

4. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成25年1月22日、安倍徹議員。

以下、次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告いたしますので、ごらんいただきたい
と思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変
更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合、議長
一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は6名です。

通告順に質問を許可します。

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5 番（今井保都君）

それでは、一般質問を行います。

室内運動場の設置について。

ことは、47年ぶりに岐阜県で行われた清流国体は好成績で大いに盛り上がり、スポーツのすばらしさを改めて痛感いたしました。誰もが健康でありたいと願うわけですが、村民みんなが健康で楽しい日々を送れるよう、ふだんの生活の中で少しでも体を動かしてスポーツを楽しむこともよいと思います。

また、高齢化が進む中での介護予防の重要性が求められております。介護を受けずに、自立して生活できる期間を示す健康寿命を延ばすことが大切であると存じます。ふだん草むしりや農作業など日常生活の中で積極的に体を動かすことは何よりだと思いますが、冬場とか天気の悪いときに体を動かしたりスポーツをする場所がありません。現状では小・中学校の体育館を利用していただいておりますが、いつでも利用できるわけではありません。先日、小・中学校の体育館の利用状況を協議委員会で問い合わせをしましたら、23年度、24年度もそれぞれ体育協会、サークル等の使用状況は100%だというふうにお聞きをしております。村民誰もが利用できる筋力トレーニング器具等を設置した室内運動場があってもよいのではないかと思います。

子供からお年寄りまで気軽にみんなで楽しく利用できる触れ合いの場を設けることを介護予防事業の一環と捉えて前向きに考えてはどうでしょうか。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

筋力トレーニングができる室内運動場を建設し、健康増進に備えよとの御提案でございますが、村民の皆様が健康で長生きすることは万民の望みであり、そのためのスポーツは大事な要素であり、議員の御指摘はごもっともであると思います。誰もが利用できる筋力トレーニング器具などを備えた室内運動場があってもよいと思いますが、本年度、とりあえず総合運動場の改修を計画しております。近隣ではトップクラスの運動場であり、白川、加子母、J Aなど近隣の市町の方々と交流スポーツが盛んであります。

一方、室内は小・中学校の体育館しかございませんので、これにはスポーツ器具をそろえる、また備えつけるということは不可能であると思います。高齢者や体の弱い人は医療センターで対応しておりますが、議員御提案の室内スポーツ施設は新しく建設しないと実現しないものではないかと思っております。後の維持管理まで考えますと、相当な調査と研究が必要になります。あるといいねくらいで取りかかれない建物ではないかと考えます。

27年度からの第5次総合計画の中では、現在利用しているさまざまな施設の更新などが中心となっておりまして。その後に財政的余裕があれば考えなくてはならないものであると思っておりますが、少し先になるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

それから、係のほうからグラウンドの整備の概略と予算を御説明いたします。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

それでは、総合運動場の改修工事の概要について説明させていただきます。

東白川総合運動場は、平成4年に一度改修されまして20年経過しております。その間、照明器具やフェンスなどの消耗や機能低下が著しくなっておりましたので、第4次総合計画のほうに位置づけさせていただいております。今月の17日にこの工事の入札を行いまして、消費税込みで1,250万ほどの工事請負費で業者が決まっております。

なお、この工事に当たっては、体育の利用の代表の方に2度ほどお集まりいただきまして、改修内容については検討させていただいております。

改修内容ですが、大きく3つのブロックに分かれております。

1つはテニスコートで、ネットの張りかえや支柱の塗装、それからコイントイマーが腐食しておりますので、その新調などをしております。それから、照明器具で安定器やボックス等の取りかえ、また砂の補充などを計画しております。

それから、2つ目はグラウンド内ですが、照明器具のうち安定器やボックス等の更新、それからバックネット前が水はけが悪いのでそれをよくするための更新、また周囲の側溝の清掃、それからダグアウトの外壁の塗装等でございます。

それから3つ目ですが、管理棟及びトイレでございます。管理棟の屋根、外壁の塗装、それから建具の一部に一部破損がありますので、その修繕。それから北側のトイレですが、女子トイレのところを2カ所ほど洋式化をさせていただきたいと思います。

そういったのが主な内容でございます。また、工事につきましては、年明けに本格的な工事に入りまして、3月15日に完成を予定しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

行政の取り組みについて、再度質問をいたします。

健康な長寿を進めることが行政の務めであるというふうに思っております。平成13年には、村は元気な長寿村を宣言されております。また、村は人口減少に歯どめをかける戦略として、転入をふやす、転出を減らす、出生をふやす、これらの3つは積極的に取り組んでおられます。4つ目の長寿をふやすということにつきましては、健康、医療、福祉、これらの一体となった取り組みだと思っております。これらのお世話にならないようにするために、より密度の濃い事業が、今、村では求められているのではないかなというふうに思うわけです、私は。

それで、今回こういう積極的な事業展開をお願いしたわけですが、4次総の中にも高齢者

のための生きがい整備のサロンとかいう計画も総合計画には載っておりますけれども、これも私の見たところ、絵に描いた餅で終わっておるのかなという危機感を持っておりますけれども、この事業も4次総には載っていないわけですが、今の村の実情を先ほどの体育館等の利用状況を見ましても、皆さん方は不自由をしながら健康維持・増進を図っているのが今の村の状況ではないかなというふうに思います。

財政的に難しいことは十分わかるわけですが、これからの東白川村は、こういう高齢化に向かって、東白川村のためにこういう施設も本当に必要じゃないかなということを私も常々思うわけですが、村長は今のところまだ積極的な回答が得られませんでしたけれども、5次総の中にはこういったものを積極的に取り入れてもらいたいというのが私の質問でございますので、またその辺をお聞かせください。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいま余裕はないと言えればそれまでなんですけれども、そういうものも必要になろうと思いますので、5次総の中で皆さん方と相談しながら、どの程度のものをどんな形でやっていくといいかなという、またひとつ御指導いただきますよう、お願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

それと、4次総に載っている高齢者の生きがい事業のふれあいサロンというか、そういった事業もちょっと抽象的で細かいわけですが、その事業の推進というのはどのように図っておられるか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

サロンというものは、別につくるとか、どこかに設置するとかはしておりませんが、老人の方々の生きがいということで始めた事業は、野菜村あたりも生きがいというのが第一の目標で始めたことでございます。そういう意味で、東白川に合った自分たちの畑を耕すとか、そしてまた老人の方々が皆さん集まって、そこでは余りもうかつてはおりませんけれども、一緒になって物を売ったりつくったりすることが生きがいと、そういう面からの生きがい事業としてやったものでございます。そういう意味では、非常に皆さん喜んでやっておっていただきますこと、特に白川茶屋あたりも老人の方々もみんな一緒になって、若い人ももちろん入っておっていただきますが、やっていていただきますことは大変村としてはありがたいことであると思っております。

一緒にお茶を飲む場所を改めてつくらなくても、そういう面で皆さんが自分たちの場所でやって

みえるということで、今ではそういう特別なものはつくるという予定は今のところございませんけれども、自然発生的にこういうものが欲しいよという、結構毎年それぞれの集まりから要望がございますので、それに少しずつ応えてまいっておりますので、それが事業であるかなと、こんなふうに思っております。

○議長（安江祐策君）

ここで暫時休憩とします。

これから葬儀のほうへ出発していただきますので、それぞれ着がえてお願いしたいと思います。

けさほどもお話ししましたように、午後は12時45分から再開したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

午前10時16分 休憩

午後0時47分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午前につき、再開いたします。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

今回は、人口対策のあり方について、買い物難民への対応について質問をさせていただきます。

高齢化、若者の流出、出生率の低下、毎年人口が減少し過疎化が進む中で、誰もが定住を希望する村を目指し、定住促進住宅の建設、新築、住宅改修費の助成、保育料の見直し、子育て支援の助成、就労支援等事業助成に取り組まれてきていることは十分認識をいたしております。この人口対策については、前にも一度質問をいたしました。その折に、現在行っている施策の効果は直ちには出てこないが、必ず効果はあらわれてくるということでしたが、現在に至っても効果があらわれてきているとは到底思えません。

美しい村連合に加盟、その審査において白川茶文化、東濃絵が地域資源として認められ、加盟に至ったわけですが、その後、こうした村の資源を最大限生かした積極的な交流人口の拡大に取り組まれているようには思えないところです。もっと多くの方に東白川村を知っていただけるようなPRを積極的に行う必要があると思います。現在の村において大切なことは、人口対策を推進するとともに、地域資源を生かしながら人口対策を考えた推進を図っていくことが大切だと思います。現在の施策程度では効果を求めること自体が到底無理なものと思います。効果を上げるのであれば、人口対策に専門職員を配置して、ある程度のお金をかけた施策を講じないと、小手先程度の政策では効果は上がらないものと思いますが、いかがでしょうか。今後、どのような方法をもって人口対策を進め、結果を出していくお考えか、お伺いをいたします。

買い物難民対策への対応について。

商業施設の誘致につきましては、大変に早い決断をいただき、特に神土地区の住民の皆さん方か

らは、近くでの買い物ができると多くの方が喜んでみえます。このことに関しましては、高く評価をいたしております。

その一方、前回の定例会で質問いたしました移動販売をつい最近まで利用されていた人で、交通手段がなく、買い物に不便な思いをされている方に何らかの救いの手を差し伸べてほしいとお願いしましたところ、福祉の車の利用も検討するとのことで、買い物難民対策として福祉車両の利用を早急に御検討をいただいたことには感謝いたしております。

今回の福祉バスの利用につきましては、高齢者の希望に沿ったものであるためには利用者の方々の声を聞き、それに沿った実施でないと、せっかくの施策もためになりません。

雨天のときの高齢者の買い物では、つえをつき、買い物を提げ、傘を差してでは、停留所から自宅までを歩いて帰ることは到底できないものと思いますので、十分な配慮が必要と考えます。高齢者のことでもあり、自宅までの送迎を図ることが必要と考えます。この車両を住民の皆さん方の使い勝手のよいものにしていただく努力を図っていただき、元気で長生きしていただくためにも、お年寄りに思いやりのある気持ちを持った施策をお願いします。

今後、高齢者がふえ、より一層充実した買い物難民対策が必要になるものと思います。こういった住民の皆さんへの対策をどのように進めていかれるお考えかをお伺いいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えをいたします。

人口対策と買い物支援についての御質問でございますが、人口対策についてはいずれの事業も人口対策と考えて村政運営に努めてまいっております。

なかなか一気に人口がふえるような特効薬は浮かんでまいりませんが、毎年少しずつ転出する人が少なくなっておりまして、社会減の幅は少なくなりました。自然減は少子・高齢化であり、とめがたいものがございますが、老人の健康を守り、子育てを支援することが大切だと考えております。

また、来年度は正規職員のほかに地域おこし協力隊を採用し、村の活性化に寄与したいと考えております。議員御指摘のように、もう少し予算を使った事業も大切かと考えておりますので、今後また御指導をいただきたいと思います。

次に、買い物支援でございますが、今月から福祉の車両を利用して、試行運転を始めました。どのような方がどのように利用されるかを調べながら、利用者の一番よい方法を探りたいと考えております。診療所へ行く人、買い物に行く人、役場や金融機関へ行く人、それらの人が自由に利用して、交通安全にも寄与できるようになるとよいと思っております。議員御指摘のように、なかなか自宅の戸口まで行かないと不自由な方もおありと思いますので、そのような方も調べながら、この試行期間を皆さんの要望を聞く期間と考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

買い物支援車両の概要については、係のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

村長の答弁にありましたように、どのような方法で利用されているか調べながらの利用者にとって一番よい方法を探りたいという考えであります。

試行につきましては、11日にスタートをさせていただきました。きのうまでで3回の運行になります。本日が4日目になるわけですが、その利用状況につきましては、初日が3人、それから13日が4人、18日が9人ということで、増加傾向にあります。手段としましては、前日のお昼までにお申し込みをいただき、乗車の場所と目安になる時間をお伝えして利用いただいております。利用者からの声につきましては、これから何らかの方法で集め、課題解決の手段にしていきたいと思います。また、どれだけかの期間については、やってみて検証しながら、よい方向へ可能な範囲で進めていきたいと思いますという考えでありますので、よろしくお願いします。

また、自由に利用して、交通安全にも寄与できるとよいという村長の思いであります。週2回の曜日やコース設定等、用足しに設ける時間帯のことも含めまして車両の乗車定員や運転手の確保の状況等、そのときの状況に合わせながら対応していきたいと思います。

今後、一月ごとの予定をお知らせしながら、利用者の方には予定を組んでいただき有効に利用いただくことで、交通安全にも寄与できれば幸いと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

現在、村外との交流、あるいは村を村外に向けてのPRが現在なされておりますけれども、まだまだ不十分なものがございます。このことにつきましては、村長も十分認識をされておるといいますし、先ほど来年度に向けて地域おこし隊の募集を行われたということでございまして、私としては本当に期待をいたしております。

現在、村では丹精込めてつくり上げてこられた農作物を初め、木材にいたしましても本当に利益が上がらないということで、やる気さえ皆さん失っておられる方がたくさんおられます。住民の皆さん方がやる気を出していただかないと、村の活性化につながってこないと思いますし、また何らかの施策を講じていただかないと、村の活性化につながっていきませんし、やる気も出てこないということで、何らかの施策を、ある程度お金をかけてでも講じていただきたいなというふうに思うわけでございます。

交流人口の増加につきましては、恐らく村長も何らかの思いがあろうかと思っておりますので、その点についてもどのように今後進めていかれるお考えなのか。できれば第三セクターのような白川茶屋、新世紀工房、あるいはふるさと企画等も交流人口をふやそうとして一生懸命努力をしてきてくれて

おりますので、ぜひともここら辺も助成をするなり何なりの手だてをしていただきたいなというふうに思います。交流人口をふやすことで、村に来ていただいて、この村の魅力を知っていただいて住んでいただける方も出てくると思いますので、ぜひとも積極的な努力を図っていただきたいなと思います。

また、買い物難民対策の交通手段のない方への送迎につきましては、さまざまな意見もあるものと思いますが、高齢化が進んでいるこの村におきましては、1日3食の食事、生きていく上において、また生活していく上においては、本当に必要なものでございます。見守りの輪を推進していくには、特に力を入れていただかなければならない問題の一つだと考えております。

現在、外出支援の試験運行が行われておるわけでございますけれども、この試験運行の中で、恐らく改善点、あるいは問題点も多数出てくるものと思いますけれども、十分な研究と努力をしていただいて、先ほども申し上げましたように住民の皆さん方に使い勝手のいいきめ細やかな支援をしていただくようお願いをいたします。現在の試験運行から本格的な運行に継続してやっていただける意思をお持ちになっているのか、ぜひともこの点についても伺いをしたいと思います。

また、高齢者の自宅までの送迎については、ぜひとも自宅までの送迎というものを進めていただきたいなど、この2点についても再度お聞きをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

交流人口についてでございますが、これは今までもやってきておりますように、各第三セクターでも力を入れてやっておりますし、先日の土曜日にもふるさと企画のほうで愛知県共済の方々がバス2台ほどお見えになって、挨拶に行ってきましたが、大変喜んで抽せんで来るという方たちばかりでございました。これをどんどんふやしていくということで、ふるさと企画のほうでも何か新しい企画があるようですが、何か新しいものが出てくれば、私どもも村として支援をしてまいる、そんな用意はしておるところでございます。これはよく議会の皆様方とも御相談を申し上げての上ということにはなろうかと思いますが、また御理解をいただきたいと思っております。

それから、例の試行運転のことでございますが、これはあくまでも現在は試行でございますが、これによって実際に続けてやっていくという計画のもとに行っているものでございますので、また方法については議会の皆様方にも御相談は申し上げますが、来年度に向けてよい方法をみんなで探ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

先ほども申し上げましたように、交流人口の増加につきましては、ある程度のお金をかけてでもとにかく努力をしていただきたい。そのことによって恐らく人口対策も進んでくると思いますの

で、ぜひともお願いをしたいと思います。

それから、買い物難民につきましては、ぜひとも高齢者の方が安心・安全に生活ができるような方法で何とかお願いをしたい。現在、チラシ等も配られておりますし、CATVでも文字放送で流れておりますけれども、まだまだ進展がしていないと。地域の方で、高齢者の方とはとにかくチラシ等をいただいても外出支援ということで、内容がまだ余りはっきりわかっていないんじゃないかなと。自治会長会議等でのこころの外出支援について、このようなことを村がやっているよ、サービスをしているよということも地域のほうにもう少し呼びかけていただきたいなというふうに思うわけですので、この点についてもお願いをしておきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

まだ浸透しておらんかもしれませんが、おいおい浸透してくるようお願いをしたいと思いますし、先日の自治会長会議では詳しくチラシとともに御説明を申し上げ、地域のそういう弱者の方にはお願いをしていただくように自治会長さんにはお願いはいたしました。なかなか1戸1戸回るといっても無理かと思しますので、先日の社会福祉協議会の役員会でも民生委員の方も来てみえますので、ぜひともお願いするということと、各方面から連絡がぜひ行き届くように努力はしておりますので、皆さんがわかっていただける日も近いんじゃないかと思っております。

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

マスコミを初めとするさまざまな場面で、ITという単語がよく使われていましたが、最近ではほとんど同じ意味でICTという単語がよく使われるようになっていきます。情報、技術、それぞれの英単語、インフォメーションとテクノロジーの頭文字をとってITと略され、それに通信、すなわちコミュニケーションをあらわすCを加えてICTと略され、情報通信技術のことをあらわします。パソコン、インターネット、携帯電話などの普及により、人々の生活に欠かせない最も重要な技術の一つになっています。我が村の行政においても、その例に漏れず、住民サービスの充実、産業振興の推進などといったさまざまな形で利用、運用されています。そこで、これからの村の将来を考えるためにも、ここでICTと村とのかかわり合いについてじっくりと考えてみたいと思います。

コンピューターが最も得意とする情報処理の分野においては、保健福祉、住民票、税金などの住民情報を管理するために、いち早くICT技術が導入されています。また、一般事務作業においても、ワープロを筆頭にさまざまな仕事の軽減化が図られていますし、土木建築、農業、林業の分野においてもCADを初めとするさまざまな管理がコンピューター上で行われるようになりました。例を挙げると切りがないぐらい多くのICTが行政の中でも利用されています。

ところが、その反面、ＩＣＴにかかわる歳出も年々増加の一途をたどり、新規導入だけではなく、日々の維持管理や老朽化時の更新にも追われ、かなりの金額が村外に流出しているのが現状です。コンピューターを使わない作業では、人口と費用は比例していたため、東白川村のような人口が少ない自治体は、その費用も少なくて済みました。しかし、ＩＣＴの世界では扱うデータの量は費用とは余り関係なく、仕組みさえでき上がってしまえば、同じ仕組みの上で多くのデータが扱えることが最大の利点になっています。皮肉にも人口の少ないうちの村のような自治体にとっては、それが裏目に出てしまいます。すなわち、人口の多い数万人単位の自治体と同じものを同じような費用で導入することになり、我が村の会計を圧迫する一つの要因になっています。

商業における機械化、効率化が労働人口を減らしてきたように、ＩＣＴ技術が明らかに役場に必要な職員数を減らすのにも役立ったことは明白でしょう。が、しかし、村民の願望の一つでもある村内に職場をつくってほしいという要求と非常に矛盾している結果になっていることも忘れてはなりません。ＩＣＴ技術の委託料が村外に資金の流出を加速している点、村内における労働機会を減らし続けている点を、もう一度見直す必要があるものと思いますが、いかがでしょうか。

目的を達するための手段として扱われる技術だったはずが、ともすれば技術そのものを使うことが目的になっていることがあります。目的を達成していないにもかかわらず、利用したことで満足する、それは非常に危険です。ＣＡＴＶ事業の中にも農業関連の目的が多く含まれていたはずですが、目的の達成度についての報告がなされていない気がします。

そこで、ＩＣＴへの投資に効果があったのか、なかったのか、ここで伺っておきたいと思います。フォレストスタイルについても全く同様なことが言え、目的に対してＩＣＴへの投資にどんな効果があり、その結果がどうなったのかの報告をいただきたいと思います。

ＩＣＴという名前に踊らされることなく、ＩＣＴ関連の過去の事業や業務をもう一度見直すとともに、今後の展開においてもより慎重な計画をお願いしたいと思いますが、その点についての村長のお考えをお聞かせください。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えをいたします。

ＩＣＴの功罪についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、かかる費用については導入もメンテナンスも私の考えでは予想を超えるものでございます。また、ＩＣＴを使うことによって職員の人数も少なくなり、人口にとってもマイナスでございます。

しかし、自治体の仕事は国や県やその他の出先機関、自治体ともつながってこそ仕事ができるわけで、我が村だけＩＣＴをやらないというわけにもまいりませんし、議員御指摘のように、大きな自治体と大差ない設備が必要になり、メンテナンスも必要でございます。過疎地域でございますので、多少の助けはあるわけでございますが、小さな自治体ほどＩＣＴに特化すれば効率は悪いものと思っております。

今後ともＩＣＴについては、いかに利用するかということと、いかにその費用を抑えていくかということは当然のことでございますので、目指してまいりたいと思っております。

また、ＣＡＴＶ、フォレストスタイルについての今までＩＣＴを使ってきた効果について、それぞれ係から報告をいたします。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

そうしましたら、ＩＣＴ技術が村外に資金の流出を加速している点、それから労働機会を減らしている点についての見直しの必要について、若干経緯を含めて説明させていただきたいと思います。

まず、本村の事務系のＩＣＴ技術の導入の経緯ですが、平成９年度に住民情報システムが役場の庁内設置型でサーバーが設置されまして稼働を始めております。また、平成12年には財務会計システムの整備を行っていますが、この時点ではまだ本格的なネットワークの体制にはなっておりませんでした。その後、平成14年に庁内ネットワークの本格的な整備と、職員１人１パソコンを配置しまして、文書保存、スケジュール、施設利用などの情報の共有や、インターネットの利用などにより業務がＩＣＴにより本格化してきております。

また、この間、国のほうでは電子政府戦略としましてＩＣＴが推進されまして、地方団体と県とか市町村をつなぎまして、住民基本台帳ネットワークですとか、ＬＧＷＡＮによる文書交換システムなどが整備されまして、連携を図られているところでございます。県におきましても、県下にスーパー情報ハイウェイを敷設したりしまして、県の出先機関や市町村をネットワークで結んで、防災システムや県域の地図情報システム、学校関連ネットワーク等が利用されるところでございます。

こういった状況の中で技術整備を行っておりまして、村のネットワーク体系も導入当初と比較すると高度化、複雑化してきておりまして、機器整備ですとか保守の業者決定につきましましては、村内業者の方に依頼するのはなかなか難しい点があるのではないかと考えておりますが、できるだけ考慮していきたいと思っております。

また、職員数につきましましては、平成９年度の一般会計の一般行政職が63人おりましたですけれども、平成24年には47人ということで、削減がされてきております。職員数につきましましては、行財政改革の中で定員管理適正化計画というものがございまして、そちらのほうで推進されてきておりますけれども、ＩＣＴの導入による事務の合理化も要因としてはあるかと思っております。確かに労働機会の喪失にはなっておりますけれども、今後はＩＣＴの得意分野である情報の管理ですとか集計業務など定型的な業務はＩＣＴが担っていくということで、企画立案などの思考的な業務は人が担っていくという位置づけになるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

東白川のＣＡＴＶのＩＣＴの農業関連の利用状況ということでしたので、お答えさせていただき

ます。

農業関連につきましては、ネット野菜市場とかネット稲作台帳、それから気象情報システム等々がございます。この中でネット野菜市場などは農家が生産した野菜などを事業者がインターネットを通じて募集し、販売するというようなものでございます。導入当初は年間50万円以上の売り上げをした事業者もありましたけれども、発注者、受注者とも固定化ということもございまして、利用は低下をしておるといような状況でございます。それとまた、ネットの稲作台帳につきましては、農家が自分の農地の転作状況ですとか委託の状況の確認などをするシステムでございましたが、皆さん紙ベースにずっとなれておっていたため、こちらはなかなか利用されないというようなことで、一部の方が自分の農地の管理にちょっと使ってみえる程度にとどまっているような状況でございます。気象情報につきましては、CATVで流れていますし、CATVのホームページのほうからでも見るができますので、こちらは多くの方に利用されておると思っております。

いずれにしましても、平成18年にCATVが始まりまして、ちょうど今これから機器更新の時期に入ってきております。このあり方について、今協議会のほうで協議をさせていただいております。

3月ごろには答申をいただいて、これからの情報通信のあり方を検討していくことになると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、ICTの功罪についてということで、フォレストスタイルに関しての説明をさせていただきます。

労働機会の損失につきましては、新規の事業ということで特に該当はありませんけれども、村外へ資金の流出ということにつきましては、システムの開発、それから保守管理等7,000万弱の支出があります。いずれにしましても、平成21年度にこの事業に着手して以来4年目になりますけれども、実績は上がってきております。全体の受注額につきましては、初年度は4億5,800万に對しまして、23年度が8億3,000万ということで、21年対比が181%の伸びを示しております。

この事業の目的でございますけれども、村の重点課題であります人口対策のもとに、村の主要産業であります木材関連産業の振興を図って、働く場をつくって人口をふやすということを目的とした施策でありました。その背景には、建築の受注件数が減っていく状況の中で、従来の口コミによる設計施工という請負方法がなかなか歯どめがかからないということで、このようなネットのウェブによる営業ということで受注機会の拡大を図ったわけでございます。

そうした中で、この目的に対して功という点でございますけれども、まず1つはウェブによる受注が拡大しましたことにより、村内の2つの事業所に3人の雇用が生まれております。中でも1人の方は30代で、村外から家族4人で転入をされておるといことでございます。あとは、建築士を入れたことによる建築業界の中の技術アップとともに、それによって実績を積むことによって、また口コミによる請負もふえるといった相乗効果もあったというようなことで、そうした中でこうし

たフォレストスタイルでの受注、それから設計施工による受注、こうしたことは並行して行われておりますので、全体的な受注件数は増加しておりますし、村民所得の増、それから人口の増につながっておりますという点があると思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

総論においての村長の答弁につきましては、全く賛同いただけた部分が多くて、まことにありがとうございました。

細かい点につきましてですが、まず先ほど話に出てまいりましたCATVの協議会については、答申を待っている状態ですので、会としての意見は述べないんですが、僕が参加している上で個人的な感想として持った中で重要な部分がありますので、何点かお聞きいただきたいんですが、まず1つは、ICT技術というものが実際に行政の上で運用され、成功している事例というものも研究されていますが、その場合はICT技術を導入したがゆえに成功したのではなくて、もともと一定の成功をおさめている仕組みの中にICT技術を導入することによって、より効率的な運用ができるという形で導入されていたものがほとんどの事例として挙げられていましたので、この辺も今後の東白川のICTの導入においては、まずICTがなくても成功している事例をきちんとつくり上げる。その上に道具、手段としてのICTを組み込んでいくというような方向性をぜひ持っていただきたいという感想を持っております。

それから、実はこれが一番大事なことで、行政というのは、私も議会に携わっておりまして、タンカーのように小回りのきかないという部分が最大のデメリットになっております。そして、CATVの協議会、ICTの協議会ですが、たった2年間の間にどれだけ多くの技術が新しく会議の場で発表されてきたかということは、ここでは全部述べませんが、たった2年間の間にとんでもない、最初の方角性を全く180度変えてしまうような技術が出てきて、それで議論していたら、またその半年後にそれをひっくり返して、別の方法にしなきゃいけないような技術がどんどんどんどん会議の場で発表されてきます。これは何を言いたいかと言いますと、例えば行政がICT技術を導入されたときの見通しの立て方です。民間ですと、例えば半年で勝負がつかないようなものはとても資金がもたないので導入しませんが、行政というのは資金にはありがたいことに際限ない資金力というのがありますので、ついつい長いスパンでの効果を期待して長い計画を立てられることが多いと思います。

ただし、そのことが実は実際のICT、もしくはコンピューター、情報通信、インターネットの世界におきましては、とてもとても足の速さについていけない状態。計画が軌道に乗り、実行されるころには、もうとっくに全然別の技術が主流になっている。じゃあその主流になった技術に追いつこうとして更新しようとする、またその更新が終わる前に全然別の技術になっている。こんなことが多々あるということが協議会の会議を通じて、ますます実感している最中です。

そこで、今後の展開において、もし東白川村が何かＩＣＴを利用されるというような展望を立てられるときには、最低でも２年間、できれば１年ぐらいのスパンで効果を全て出し切るような、そのような施策に転換していかれるべきではないかと思っていますので、それについてのお考えも伺いたいと思います。

それから、実はＩＣＴというのは、目的と手段という話を１回目の質問に入れましたが、ここで既存のものを導入されたというフォレストスタイルの例がありましたが、一番大事なことは実はＩＣＴ技術、ウェブ技術を利用した広報というのは、元来費用が安く済んで効果が大きくなる。ですから、町工場でありますとか、小さい商店が全国規模の展開をするときに有効に使われています。ただし、この東白川においてＩＣＴ技術を利用した広報という部分は、下手をするとふだん必要な広報料よりもっと高いお金を出して、より費用がかかる形で実現しているから、これでもＩＣＴの技術を最大限利用できたんだという、もしそういう考えがおありでしたら、もう一度よく検討していただいて、今後のことも含めてですが、ＩＣＴというのは実は大企業であつたり大都市部に対して、小さい田舎であつたり小さい企業、個人商店でも同じ土俵で勝負ができるという最大のメリットがあるところがＩＣＴです。お金をかけなくても全国に向かって発信できるということは、皆さんがフェイスブックでありますとか、ツイッターという言葉で皆さんもう既に御存じでありますように、１円もかけないで全ての広報を済ませてしまいます。ですから、前回行われました選挙制度の上でも、最も危険な技術としていまだに選挙運動には使われていません。これは、ある意味安いお金で全ての効果が出せ過ぎるがゆえに、慎重に扱おうというのが選挙制度におけるＩＣＴの扱い方です。

それを逆に言いますと、産業振興においては、お金をかけないでやれるはずの技術です。それが行政が導入するときには、なぜか一般の導入よりもお金をかけて導入してしまう。こんな懸念をますます感じておりますし、そのような結果も実はＩＣＴの協議会の中でも、それに対して今後の改善点を話し合っているような状態ですので、この辺幾つも質問を加えてしまいましたのでわかりにくいかと思いますが、感じたところでよろしいですので、お答えいただけるとありがたいと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

今、ＩＣＴの協議会のほうの話をされましたけれども、徳島の池田町の彩りなどは当初はファクスでしたか、そのときに大変成功されていて、それから今はインターネットでやっておられるというようなことでございます。技術の進歩が非常に早くて、今のＣＡＴＶの機器更新にしましても、先のことを考えながらやっていかなくてはならないなということは痛感しておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

このICTにつきましては、非常に日進月歩で進歩が速いということで、我々が一生懸命勉強しても、ついていくのが追いつかないほどでございますので、議員おっしゃいますように、なるべく安いものをとというのは当然なことでございますので、今後ともできるだけ安いもので効果が上がるような方法をみんなで考え、また御指導もいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

林業関係から、林地の地籍調査についてお尋ねをいたします。

かつて林業と関連する製材業などは東白川村の重要な基幹産業として一時代を担ってきたのですが、現状では建築様式の変化や、国産材需要が激減したこと、材価の低迷が続いていることなどで、林業経営は大変難しい状態になっております。

しかし、このような状況下の中にあっても当村の林業は国の補助には頼ってではありますが、森林組合を中心として林地の保全を継続しておりまして、近隣町村と比べても抜群と言える林齢に合った施業がなされて、維持管理が進められています。

以前は木材の生産が主であった山林の役割も、今では温暖化に伴うカーボンオフセット、水源涵養、災害予防など、多岐にわたりその重要性が見直されてまいりました。再生産可能な村の大切な資産としても守っていかなければならないと思っています。

2010年のセンサスによりますと、当村は442戸が山林を保有しております。30ヘクタール以上の大規模林家は44戸含まれておるわけですが、大規模林家の皆さんは、山に入る機会も多いと思われませんが、問題は、たくさんある30ヘクタール以下の経営者の山林でございます。見回りもなかなかできておりませんので、地籍調査の前に行います境の確認調査なんですけど、これも自分の山の境がわからないような状況がありまして、予想以上の時間と手間がかかっているようです。

東白川の地籍調査は、8,300ヘクタール余りある山林のうち、平成13年度から今年度までの12年間で2,205ヘクタールの調査が完了しました。未調査分6,102ヘクタールありますが、現在の年間の200町歩という調査面積で割りますと、30年ぐらい今後かかる予定でございます。調査というのは1カ所4年かかりますので、これ以上かかって、下手をすると40年近くになるのではないかと思います。

前回の一般質問で、農地のことについて、不在地主がふえ、耕作放棄地がふえていく、それはなぜかということで、後継者がいない、高齢化が進んでいくということを指摘いたしました。林業でも当然この現象が発生することが予想される上に、現在でも農地と違って境界が不明確であるということが、リスクとして大きく存在するわけでありまして。境界がわかる年齢層が急激に少なくなってしまうことも確実であることから、これからの地籍調査が大変難しくなるということが予想されるわけです。来年度は、調査に対する補助金が増額されると伺っております。これは補助金の関係

なんですが、過去２年間は大変県の財政の困窮化もありまして減らされまして、村長の英断によりまして村費をつけて何とか維持をしてきておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、境がわかる年齢層がだんだん減っていく現状から、さらに地籍調査もスピードアップを図る必要があると思います。今後、当村が森林保全政策を進め、環境維持、土砂災害対策を図る上には、明確な境界の設定が基礎的条件となるでしょう。前も述べましたように、高齢化が進むと同時に自分の山さえ知らない子供たちも確実に増加しています。１年でも早く地籍調査を推進する必要があると思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えを申し上げます。

地籍調査の早期完了についての御指摘でございます。

議員御指摘のように、予算規模では思うように進展をいたしておりません。来年度は県のアクションプランも終了いたしましたし、福祉については前に戻すという話をお聞きしております。その他の事業についてはまだ定かではございませんが、地籍調査は県も村も重要と考えております。また、平集落からも早くやってほしいという要望をいただいておりますし、予算を減らすということではなく、少しでも上乘せをして一日でも早く進めてまいりたいと思っております。

最近では山林の果たす役割も見直され、東白川村もサントリーホールディングスの水源涵養グループの支援を受けて山林の整備を進めておりますし、坂本龍一さん主導のモア・トゥリーズにカーボンオフセットをお願いしておりますし、東京都港区とは木材のF S C認証材納入の契約を交わしております。また、営林署と契約し、国有林を有利に借り受け、各種のイベントに提供しております。各方面へ東白川村の山林や木材を発信していく所存でございます。

東白川村の山林は、森林組合の大きな御尽力もあり、手入れの行き届きは県下有数でございます。また、議員御指摘の地籍調査も県下では進んでいるほうでございますが、面積的にはまだまだでございます。今後も資金を調達しながら一層進めてまいりますので、今後とも御指導をいただきたいと思います。

地籍調査の実績と今後の見通しについては、係から御説明を申し上げます。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

地籍調査の実績と今後の見通しについて、御説明をさせていただきます。

平成13年度に曲坂、中出地内の村有林に着手してきまして以来、23年度までには先ほど申し上げましたように22平方キロほどの地籍調査を行っております。その間、平成15年度には西洞、本洞地内で、また地元からの要望などによりまして、下親田地区は平成16年度、大明神地区は平成17年度から、黒淵地区については平成23年度から実施をしております。大明神、上、下親田地区につきま

しては、調査はほぼ終わっておりますが、登記までにはまだ二、三年はかかる見込みでございます。

今後の見通しにつきましては、県の行財政改革アクションプランがことしで終わることから、来年度予算の増額が見込まれておりまして、今後は年間実施面積を2から3平方キロメートル、年間事業費3,000から4,000万といったところを要望、実施していきたいと考えております。実施につきましては、大明神を起点としております東白川村の東部から五加方面へと順次実施してまいりたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

今、村長、課長から説明をいただきました。大体2キロ平方、約200町歩ずつやっておられまして、ことしからは約今までの倍ぐらいまでの予算を獲得できるように、村としては申請されておるようです。どれだけ返ってくるかはちょっとわかりません。

今まではかった中で大体越原地区が、ちょっと資料を出しておりますけれども、縄延びと申しまして、調査前の面積と調査後の面積を比べますと150%広がったわけでございます。それで、神土地区は109%でございますので、字絵図と大体一緒くらいだろうということですが、全般的に申しまして里山は狭い、奥山は広いということです。

何を言いたいかといいますと、税収の関係がでございます。一番下に、参考までに書いておきました。150%を今まではかった面積で計算してみますと、2.72キロ平方がたくさんふえたということになります。2,720町歩でございます。えらい数字になっているわけですが、これが縄延びの今までの面積でございます。それで、税額と書いてあるのは4,080万と5,440万と書いてありますが、これは課税評価基準額でございます。ふえた分だけを課税評価基準額15円と20円、地域によって単価が違いますので平均が15円のときはこのくらい、20円のときはこのくらいということですが、税収にしますとこれの1.6%だそうございまして、65万から108万ということになります。これは簡単に言えば、早うはかればこれだけいただける。それから、これからかかる、特に北側の部分は狭いもんですから、ここら辺の場合は余分に住民の方から取っておるという状況です。余分なものをお支払いしていただいております。いわゆる税の公平という観点からいいまして、通常では取り過ぎたものは返し、取り足らんものは取るわけですが、ここの地籍の問題の場合は適用されませんが、いずれにしてもこの面からも村は進めていかなければならないと思います。

また、もう1つ問題がございまして、今、係が1人で地籍調査を頑張っておってくれるわけですが、倍になりますと対応できないと思います。とてもできないという答えを係の方から聞いております。人的に足らないと。したがって、これは優秀な森林組合がお見えになりますので、この事業は村がやらなくてもいいんで、委託をしてもいい事業でございます。森林組合がそれなりの力がついてくれば森林組合に委託をして進める。それから、当面のうちはできない場合は、森林組合から人員を派遣していただいて進める。この2つの方法があるわけですが、ひょっとしたら林家の

方よりも、森林組合の職員さんのほうが過去のいろんな施業の境を確認しておりますので、スムーズなある程度の判断ができる人が多いと思います。

考えてばかりいると日が暮れちゃうよという相田みつを先生の言葉がありますが、こういう場合、村長が予算がないからといって考えはしておられる。早くやらなければならないという考えは持っておられますが、この問題は、確定した事実があります。ということは、完全に知っておる人口が減ということでございまして、これは取り返しができないということでございます。こういう問題は、これから詰めていきながらぼちぼちとやる問題と、村政の中で早急に今やらなければならない。先般質問した農地の問題もそうですが、今わかっております。こうなるということは、ほぼ確定しております。この、わかっておるものを今やらなければならないということも当然わかっておりますので、重点的な予算配分をして早急にやるべきだと思います。

森林行政は、コストの削減のために大きく補助金の様相を変えております。大きな基幹林道を通して、それに付随した林道を通し、人手間にかからない機械化を図りという、東白川では大変難しいんですが、その方向に向かっておりますので、当然境の問題はそういうものを進める上で大変重要なものと思われまます。

改めて質問をいたしますが、村長さんはこの問題をどう考えておられるか。税收の問題も含めまして、お答えをいただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員御指摘のように、大切な問題であると思います。

そのために、まず予算をどうしてつけるかというのが第一の私の頭の痛いところでございますが、県のほうとも相談しながら、そしてまた村の予算もどれだけつけていけるのか、よく精査をいたしまして、人員については足りないところは今議員おっしゃいましたように、ほかの方へでも委託もできますし、方法はあろうかと思っておりますので、どれだけ予算がつけられるかが速度のアップにつながるものと思っておりますので、努力をさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

農地の問題と林業の問題、これは東白川の占める面積が非常に多い、また基幹産業でもあり、再生可能な資産としてこれから守っていかなければならない部分です。

高齢化対策も急がねばなりません。予算がと村長はおっしゃいますけれども、毎年職員さんの努力によりまして1億ぐらいの予算を積み残しております。一昨年は3億、昨年度は4億、今年度はもう1億ぐらい積み上がるんじゃないかと思えます。友好的な予算を使いながら、余すことも村長じゃないけれども災害に対しての備えとか、それから今後のいろいろな建物の補修とか、あるいは

施設の補修に必要ではありましょう。

しかし、それはそのときにある程度考えてもできることですが、この人的なものが失われる状況下におけるものに対応する施策というのは、取り返しがつきませんので、その辺のところのめり張りをつけた予算措置が必要ではないかと思います。偏ると言われましても、偏ってやらなければならないという事情がありますので、そのことを村民の皆さんに説明をしていけば、当然それは成り立つと思います。これからは、施されている行政からリスクを分け合う行政になると言われております。したがって、皆さんが施しを受けるという行政から、負のものを分け合って我慢していくという部分もあると思いますので、観点を少しずつ変えた行政、あるいはこれからの取り組みを進められるように希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今、財調のことについてお話がございましたが、7億強になると思いますが、これは自治体としてはそんなに大きな金額ではございませんが、私としては余っておるというふうには考えておりません。今、議員の方も御存じのように、水道にいたしましても、診療所にいたしましても、せせらぎ荘にいたしましても、全てがいつ建て直さないかんのか、いつ修理をせないかんのかということが迫られておる問題でございまして、その準備であるというふうに考えていただきたいと思っております。前々から私は職員には、うちの村は今ある金は何に使うものであるかということは説明をしてきております。何々準備積立金というような名前をつければいいのかとは思いますが、そうすると、とても落ちついた話ではございませんで、今言われるように例えば水道を少しやり直そうかということになれば、とても全部吐き出してもできません。そのときの借入金その他によってわずかな貯蓄をそれに一部充てるといような形にしか恐らくならんのではないかと考えております。

もちろん今の問題をだからやらないということではございません。なるべくこれにも使ってまいりたいとは考えておりますが、現状の認識として議員の皆さんにも、今うちの村は何億円余っておるよということではございませんので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

私も前々から人口減に歯どめをかけたいというのは口癖のように言っておりまして、皆様方のそれはお題目かとお考えかと思いますが、実際はなかなかとまるものではございませんので、とめてふやすと言いたいところですが、なかなか言えない事情もございします。そういう意味で、この東白川村に仕事をつくり、人をふやすというのは子供でもわかるような方式でございしますが、それが実行できない歯がゆさというものがあるわけでございします。そんなことでございしますので、ただいまの安倍議員の山林のことでございしましても、これまた人手の要ることでございしますので、そのために人がふえれば万々歳でございしますが、そこまで持っていけるのかどうか、これはもちろん努力をしていくというふうにお受け取りをいただきたいと思ひます。

いずれにしても、この小さな村が今後人口が減り続ける中で生きていくには、何が必要であるかということは当然村民全員で考えてまいらなければなりません。いつかこの村が消えるんではない

かという心配も当然持つておる者がたくさんおるわけでございますので、今後ともその点についても考えをめぐらせてまいらなければならないと思っております。今後とも御指導いただきますように、お願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

4 番 服田順次君。

〔4 番 服田順次君 一般質問〕

○4 番（服田順次君）

今後の村の産業振興施策についてお伺いをしたいと思います。

平成24年も12月を迎え、次年度の予算編成方針が出される時期というか、出されました。本村では、20年ほど前に産業振興の具体的施策として第三セクターを立ち上げ、今日に至っております。自治体の中には第三セクターがお荷物になって不採算事業というふうになっているところもあるようですが、本村においては新世紀工房もふるさと企画も両社ともその公益的使命を担いながら独立採算で経営をして、貴重な雇用を生み出してみえるところであります。それとともに、村の顔となって交流人口の増大にも大いに貢献をしていただいております。

混迷する社会情勢の中で、経営状態は厳しいものがあると思いますが、また4年前に立ち上げましたフォレストスタイル事業におきましても、徐々に定着はしました。しかし、この不況の中、小さな村が人口減少に歯どめをかけて、持続可能な美しい東白川村を残していくためには、やはり農林一体の生産基盤に重点を置いて、農林商工一丸となって販売戦略を展開していくことが大切であるというふうに思います。

そこで、今後の産業振興施策について、村長の戦略的な考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えを申し上げます。

東白川村の農林業の販売戦略の展開についての御質問ですが、農林業についてはただいまの安倍議員の御質問の中にも同じような流れがあると思います。議員御存じのように、第三セクターはそれぞれ頑張って村の活性化に寄与しておってくれます。フォレストスタイルの住宅販売も少しずつ目に見えてまいりました。これらのことは、東白川村の産物を売ることに努力をした結果でございます。

今まで自治体は、主に生産することを支援してまいりました。生産することは支援がないと活性化しないからでございます。今後も生産に支援することは同じように行いますが、それと同時に村の産物を販売する、これも支援が必要であると考えております。喜んで買ってもらえるものをつくり、そして有利に販売したいと思うものでございます。ないものねだりよりも、あるもの探しを考えてまいりたいと思っております。

特に出口戦略と申しますか、村の産物を売っていくということは、売るについての知恵を出し、

そしてまた手間もかかるわけでございますので、人間が必要である、こういう結果になろうかと思っておりますので、どのようなことをどのようにしてやるのかはこれからも考えてまいりたいと思っておりますが、ぜひとも議員の皆様、そしてまた村民の皆様、こぞって御協力をいただいて、物をつくって売っていきたいと思っております。

その手始めといたしましたのがフォレストスタイルであり、そしてまた、まきの販売等小さなことから始めてまいっております。今後、こういったこともますます展開をしながら、そしてまた新しい戦略的な産物もつくってまいりたい、こんなふうに思っておりますので、今後とも皆さんとともに頑張ってもらいたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いをいたします。

出口戦略による東白川村産業振興施策について、係のほうから少し説明をします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

出口戦略による東白川村産業振興施策ということで、先般の全協でも御説明をいたしましたけれども、村の経済が低迷、後退しておりまして、所得が減少しておるという中で、何とか今後は農林商工の特産品を売るということに重点を置いた施策を講じていかななくてはならないということで考えております。現在ある特産品、また新たに開発する特産品、これをウェブモールなどのような媒体によりまして販路拡大を図っていききたいということでございます。建設業につきましては、フォレストスタイル事業によりまして受注拡大を図ってまいりましたので、今後は農林業、それから商工業の販路を考えていくことが大事であるということをおもっております。

先ほど村長の話にもありましたが、売れるものをつくって、また利益が上がるような売り方を考えていくということで考えております。今後は関係の生産者団体、それからコンサル、各団体の皆様と協議を重ねながら、農林商工業者の所得向上と、それによる村内景気の活性化ということに向けまして、効果のある施策を検討していきたいというふうに考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

４番 服田順次君。

○４番（服田順次君）

今、課長のほうから御説明がありましたが、先日の一般質問の通告をした後に全協が行われまして、出口戦略による東白川村の産業振興の素案というような形で説明いただきました。

その中には、当然冒頭に平成10年には22億8,300万ほどあった村民の総所得が23年には22億3,800万まで減少したという報告がありました。その間、村民所得を支えてきた緑茶生産とか水稻、山林、用材などが厳しい状態に置かれてきたわけでございますが、これは皆さんの周知のとおりでございます。この状態を脱していくための戦略ということで、突破口を見出すということでありましたんですが、これもやはり先ほど2番議員の一般質問にありましたように、非常にウェブとかそういうサイトを利用していくのは大変大事だと思いますけれども、十分な準備と検討が必要ではないかと

いうふうに思いますし、またその前に私が思いますのは、この戦略の中で人口減少に歯どめをかけて、まずは一番最初にやらなければいけないのは、3番議員がおっしゃってみえた、一般質問にありましたですが、交流人口の拡大を図って、その中から次の出口のめどを十分に立てていくのも地道な戦略ではないかというふうに思っております。

そうしたことを思いながら、この出口戦略による施策と、先ほど村長の御答弁にありましたように、まきをつくっていくとかそういうことも一つ一つの積み重ねが大事だというふうに思いますが、その辺の検討は25年度予算にどういう形で計上されていくのか、また準備されていくのかということも踏まえながら、できれば御説明いただければありがたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

25年度予算にどのような形で皆さんにお見せをできるかということは、まだちょっと定かではございませんが、何がしかの予算をつけてまいらないと、このことは前に申し上げました地域おこし協力隊のこれを使いたいというふうに思っておりますので、その募集についても早くも予算が要るわけでございますので、これは補正になると思いますが、また御理解をいただきたいと思います。それによって、実際に採用し、村内で今の出口戦略、その他のことに地域おこし協力隊も使うということになりますと、当然予算が要りますので、今後25年度予算をこれから考えていくわけですが、組み込んでまいりたいと思いますので、また順次説明をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

25年度予算にはどういう形で上がってくるか定かではないですが、地域おこし協力隊をとりあえずのところは頼んでいくというか、そのあれを予算化していくということを御答弁いただきました。これについても、今後、先ほども言いましたように調査と研究、また十分な検討をされて、次へ一歩を踏み出していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

9月定例会において、村の公的医療機関としての診療所と住民の健康と医療受益を支えていくためのプライマリーケアについて質問をしましたが、引き続きこの課題に対して質問を継続させていただきます。

前回、住民の日々の生活を支えるための充実した医療サービスであるプライマリーケアについて質問したところ、詳細なお答えを村長と診療所所長よりいただきました。その答えの中で、今後の東白川村の医療のあり方、考え方について重要なポイントとして考えていかなければならない、または現状の考え方を変えていく必要があるのではないかとと思われる点がありましたので、よりよい村の医療を構築するために、さらなる探求を進めたいと思います。

前回の答弁では、東白川村のプライマリーケアシステムは、平成12年ごろが理想の状態であったが、その状態を維持することができなくなったという意のお答えでした。加えて、現在ではそれぞれの医師や医療機関が個別にプライマリーケアを実践することに限界があるというお答えもいただいております。わかりやすく言うと、東白川村でプライマリーケアの取り組みを進めるには、体制的に限界なので、今の医療サービスを維持することしかできないというお答えだったと思います。

この件に関して、掘り下げた議論をさせていただきます。

平成12年に当村のプライマリーケアシステムが理想の状態だったということですが、この項目に関し、異なった見解で話をします。平成12年当時はプライマリーケアシステムが理想の状態であったというよりも、現在では2次医療の場で対応しなければならない医療サービスを、当時の東白川病院では一部体制的にできていたということであって、プライマリーケアが充実していたということとは別の見解であると考えます。加えて言えば、本村はプライマリーケアに取り組んだことはなく、プライマリーケアは高齢化社会に向けてこれから新しく取り入れる必要性のある新たな医療体系だと思っています。

そもそもプライマリーケアとは、ふだんから何でも見てくれ相談に乗ってくれる身近な医師による1次医療の充実ということです。そして、この1次医療を充実させるには、診療所だけで行うのではなく、病気になる前からの健康管理を、個人、家族、学校、仕事場や団体、診療所、行政で連携しながら健康を支え合える地域にしていくことが理想と考えます。それぞれの医師や医療機関が個別にプライマリーケアを実践することに限界があり、ネットワークを広げて対応しなければならないという答弁もありましたが、この答弁で言われたネットワークというのは、中核病院を中心とした2次、3次医療や加茂休日診療の取り組みなどのことを言っていると思います。

東白川村のプライマリーケアを充実させるためのネットワークとは、こういった外部要因のネットワークだけではなく、村内での個人、家族、学校、仕事場や団体、診療所、行政での健康を守るための連携ではないでしょうか。

また、村の公的医療機関として住民の医療への関心やニーズをよく把握して、常に業務の改善に努めるなど、利用されやすい医療を目指していく必要もあると思います。例えば、例を挙げますと、難しいと答弁されている休日診療などの対応にしても、24時間いつも医師がいて急患に対応するということを言っているわけではなく、現在やっている土曜日1時間だけの受診を1日にするとか半日にするとか、少しでも時間をふやすといったようなことは医師2名の現体制ならシフトの組みかえでできるのではないのでしょうか。または、小・中学校などでインフルエンザや風邪が流行したときなどは、現在の医師の生活基盤が村外にあって自宅待機ができないのであれば、臨時対応で医師

が診療所に待機して夜間診療に対応するなどといったことはできるのではないのでしょうか。こういったことも1次医療というものが市町村ごとに医療計画を立て、住民健康の実施や福祉保健事業、介護保険など住民の日常生活に身近な医療、保険等のサービスを行うための医療行政であると考えれば、村長と診療所所長の使命感と方針をもってすればできるのではないかと考えますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

休日に開いていても件数的に少ないという答弁もありましたが、住民の医療ニーズを、受診した人数だけで捉えて、その必要性を感じないことにも少し疑問を抱いております。人は本来健康なほうがよいわけなので、休日に診療所を開いていても急患などはなるべくないほうがよいわけですね。また、ほかの病院にかかれる方もあります。ニーズがないのではなく、ニーズに応えられないからほかの病院にかかるということもあります。

また、健康ではあるが、体調に気になるところがある。とりあえず医師に相談できればと考えるが、なかなか仕事が休めず、平日に休みがとれない。だから、そのまま気になるところをほっといて。このようなときにも医療機関が健康のよき相談相手であるとよい。こういったことも数字だけではなく、本来の医療のニーズだと思います。

村の公的医療機関としてプライマリーケアを充実させていくには、常に業務の改善に努めて利用されやすい医療を目指し、村民の皆さんにより多く頼られる医療を目指すべきではないかと考えますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

プライマリーケアについての御質問ですが、診療所の25年度の体制は、ことし同様2名体制でいけるように県の医療整備課の御理解をいただきました。

しかし、自治医大の研修の先生は、今まで週1日の研修だけでございましたが、来年には週にもう1日違う病院へ診察に出ることになりました。東白川診療所では週3日勤務となります。村民の皆様は御理解をいただきたいと考えております。私は、東白川村村民の健康は本人はもちろん議員御存じのように、家族、学校、仕事場、団体、医療センター、診療所、社会福祉協議会などが連携して守っておっていただきます。これに感謝をいたしておるところでございます。

また、医療機器も日進月歩でありますので、議会にも御理解をいただきながら、新しい機器も導入し、村民ニーズにお応えすべく努力をしております。今後も村民の期待に応えられる医療を存続させてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

ことし新しく導入をした設備等については、係のほうからお話をいたします。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

ことし入れた新しい設備について御説明を申し上げます。

一部村長の答弁のほうを補足もさせていただきたいと思います。

現在、岐阜県から医師1人を派遣いただいて、週5日のうち4日間を村の診療所で勤務いただいております。現在、水曜日を県の機関のほうへ医療研修ということで勤務されて不在になるというか、今回、新年度につきましては、1日であったものが2日になるということでございます。県の機関で勤務いただく条件として、もう1日加えるよというような内定通知が来ておりました。この条件への対応としまして、内部で検討をしまして、僻地の支援拠点病院であります岐阜の総合医療センターのほうから代診の医師を御派遣いただけないか、今県のほうへ依頼中でございます。県で今調整をされておりますので、現在のところは不透明な状況にありますが、次年度の診療体制が整いましたら、またお知らせしてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、今年度の医療設備等の整備についてでございますが、受付窓口等の医療事務システムと検査室で使用しております臨床検査システム、この2つのコンピューターシステムが老朽化してまいりましたので、今年度更新する予算を確保しておりまして、医療事務システムにつきましては既に完了し、検査システムにつきましては2月中旬に完了する予定でございます。また、レントゲン室の엑스線（X線）の照射装置につきましては、幸いにも国の助成制度の事業採択に上げられましたので、3月15日までには完成するように、投入できるように今実施中であります。

外来での窓口の待ち時間の短縮や、検査等で近代的な医療装置の導入により初期診療や検査体制の充実に努めさせていただき、適正医療や専門医療機関への紹介など連携して利用者の利便性を図るように努めてまいりたいと思います。

また、附属の老人保健施設のほうでは、修繕対応で長く使用しておりました入浴設備につきまして限界となりましたので、今月末までに更新完了するよう今実施中でございます。また、訪問看護用に車を1台保有しておるわけですが、これも耐用年数を既に経過して相当老朽化しておりますので、当初軽のワンボックスを計画しておりましたが、老健の利用者に車椅子を必要とされる方の利用がふえてきて、その需要に対応するためにリフト付きの車椅子対応の機能を加えた車で更新したいということで、今回の補正予算に追加をさせていただきましたので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

いずれも現在の村に置かれた診療所の状況の中で、必要と思われる体制を整備するものでございます。診療所が村民の皆様によりよく利用されるように、今回整備する設備が十分機能するように、診療所長を中心に進めてまいりたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

今、私が質問させていただいたのは、設備の充実とか医師の体制の質問ではなくて、本村がプライマリーケアに取り組んでいたと。平成12年に完成された状態であったが、それが維持できなくな

ったということに対して、プライマリーケアというのにまだ東白川村は取り組んでいなくて、これから取り組むべき新しい医療の考え方と申しますか、そういうことではないでしょうかという質問が1つで、それに対してどういうお考えをお持ちかということが1つ。

もう1つは、前回所長が答えられた、ここだけの医師ではプライマリーケアを実践することには限界があると言っておられましたが、プライマリーケアというのは医師が1人しかいないからできるとかできないとかそういうことではなくて、その資源の中でどういう医療をやるかということだと思いますので、その辺の考え方をこれから変えていかなければいけないんじゃないかという趣旨の質問になるわけなんです、その辺についてもう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

前回にお答えしたことについての御質問だと思いますが、現在、診療所では皆様方の御質問、御相談等は電話でも受け付けておりますし、当然来ていただければ相談には何でも乗れるわけですし、まずかかりつけ医としてこの診療所を利用していただいて、その後、専門の病院へ患者さんのニーズに沿って紹介状を書いて行っていただくと、そういう相談には十分乗っておると思っておりますし、また病気にならないような予防については医療センターを挙げて皆さんが現場で努力をしておってくれますので、どうかそのような御相談がございましたら遠慮なく、それこそいつ何どきでも電話をしていただいて御相談をいただき、そしてまた診療所のほうでは対処してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

1次医療をどうやって充実させていくかと、これは前回もお話ししましたが、2次医療、3次医療というのは充実しているなと思います、岐阜県は。

1次医療の充実というのは、村長が言われるのに、もう東白川はやることがないというような答弁でしたが、そこがプライマリーケアという考えをもってすれば、もっとももっとたくさんできるんじゃないかなと思っておりますが、ここに村の地域福祉活動計画があるわけなんですけど、例えばプライマリーケアという考え方で地域医療、村民の方の健康を村の公的医療機関として守っていくことになると、当然福祉との連携とか、今もあるんですが、そういうことを充実させていって、その中で病気になってからの対応ではなくて、村民全体が病気にならないための医療、そういうことをやっていくのがプライマリーケアと。健康でもお医者さんにかかる。定期健診みたいなものですが、健康診断もあるんですが、そういうことと別にドクターとコミュニケーションを常日ごろとっていて、何かあったときには対応してもらいたいとか相談されやすいというようなこともプライ

マリーケアなんです、その中の一つがこの福祉なんかも入るわけなんです、これ平成21年につくられた計画なんですけど、この内容を読ませてもらうと大変いい内容に書いてあります。

さっきのネットワークの考え方でも所長は外部とのネットワークの話をされていましたが、プライマリーケアというのは1次医療の東白川村の内部をどう充実させるかということです。その記述がここにしっかり載っているんですね、これ。ちょっと読ませていただきますと、福祉活動計画の中の誰もが地域活動に参加する村づくりという、21ページにあるんですが、地域住民相互の支え合いを基本に、ボランティアやNPO、事業者などと行政が連携、協力して地域福祉を進めるとともに、保健医療、教育などの分野もつないだ多様なネットワークを構築し、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域づくりを目指しますというような書き方をしているんですが、こういうことがプライマリーケアの充実ということで、東白川村自体は既に平成21年にこういう計画を立てられていると。これを実践していくことが自然とプライマリーケアが充実していくことにつながると私は思うわけです。

そこでしっかりと診療所、ドクターと福祉とか、今のお話の民間や教育機関との連携も含めて構築していくということになるんですが、そういうことを考えると1次医療はまだまだもっとこの内容を推進していくということになると、まだやれることはいっぱいあるんですね。ここで限界ということには僕はならないと思うんですが、大変いい内容だと思いますので、最後に質問として、これが大体どの辺までこの計画を推進されているのかと、あと今後これを進めていって、そういう1次医療を充実するプライマリーケアの完成度を高めるというような、まだやれることがあるということをお聞きして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

御存じのように、皆様方にもお聞きしていただきましたが、3施設の合同の研究会とかいろんな面で現場も今の書類を読みながら一生懸命やっておってくれます。もちろんまだこれで十分であるということは思っておりませんし、今後も村民の健康ということについては大切なことでございますので進めてまいりますし、研究もしてまいりますので、ひとつ皆さんと一緒に考えていきたいと。

幸い東白川村には公的な医療機関があって、そこを中心にして医療センターが活躍をしておってくれるということについては、私も感謝をしておるところでございます。よその町村では医院があっても個人の医院であって、なかなかやりにくいという話も聞きますが、うちの場合はいろんな健康診断についてもいろいろと連絡をとり合いながら、今では議員言われるプライマリーケアに近くように頑張っておるということを思っておりますので、今後とも進めてまいりたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

1 番議員御質問の平成21年度に計画しております地域福祉計画につきましては、ちょうど今予算編成期に入っておりますが、平成25年度が見直しの時期になっております。詳細な達成度等については、その折にまた説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、診療所長を中心に、今の地域ケア会議と在宅支援センター、これは社会福祉協議会のほうですが、それから包括支援センター、これは保健福祉部門のほうですが、こちらで村民課も加えまして3施設の職員が同一方向を向いて、今ある資源を最大限に活用できるように、知恵と手間を出し合いながら、例えば高齢者の方が認知症になっても安心して生活できる地域づくりというのを目指して、日々浮かび上がる諸課題にタッグを組んで取り組んでおります。

生涯現役で、死ぬ直前まで自分でトイレに行けるような人づくり、P P Kとか言っておりますが、こういったものを実践する人を1人でも多く生み出して、1人でも多くの方にそのことを理解していただいて、理解された人をふやしていきたいと、あらゆる手だてを駆使して取り組んでおります。

6 番議員のほうで、改革委員会のときに御提議いただきました高齢者が減らない当分の間につきましては、特に自分でできることは自分でしていただくと。ハンディのある方は遠慮なく地域の人に依頼できる。依頼された地域の方はボランティアとして支援の手を差し伸べられる。そんな地域づくりができれば一番いいかなというふうに思っておりますので、今後も努力をしまいたしますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

C A T Vの職員の方、退場をお願いします。

午後 2 時36分 休憩

午後 2 時46分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開いたします。

◎承認第 5 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第 6、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）から専第12号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）までの 2 件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右、地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

1. 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。

2. 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。

ということで、次のページをごらんください。

専第11号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,999万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年10月17日、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明と、5ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略させていただきまして、7ページから入ります。

2. 歳入。

18款1項1目の繰越金、補正額52万5,000円、前年度繰越金でございます。

次の8ページへ行って、3. 歳出。

7款1項2目の地域づくり推進費、補正額が52万5,000円。地域産業活性化対策事業で52万5,000円。マツオカの駐車場の通路の雨よけ施設の解体工事でございます。11月の開店を目指しまして外構工事を早く行うために解体工事を専決させていただきました。

次に、専第12号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,371万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年11月20日、東白川村長。

これも2ページの第1表の歳入歳出予算補正と、5ページの事項別明細書の第1の総括の説明を省略させていただきまして、7ページからお願いいたします。

2. 歳入。

14款3項2目の総務費県委託金、補正額336万円。衆議院議員選挙委託金。

18款1項1目繰越金、補正額36万円。前年度繰越金でございます。

次に8ページの3. 歳出。

2款4項8目衆議院議員選挙費、補正額372万円でございます。衆議院選挙に係る費用でござい

ます。衆議院のほうが11月16日解散となりまして、12月4日、そして去る12月16日の投票ということになりまして、急遽選挙費が要ることになりましたので、投開票の管理者、それから立会人の報酬、それから職員の事務手当、あとポスター掲示場のリース料等諸経費を専決処分させていただきました。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第12号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第12号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第8号）までの2件は、原案のとおり承認されました。

◎議案第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、議案第64号 可茂消防事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第64号 可茂消防事務組合理約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、可茂消防事務組合理約の一部を別紙のとおり改正する。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次のページで、可茂消防事務組合理約の一部を改正する規約。

可茂消防事務組合同規約の一部を次のように改正するというので、別冊の新旧対照表、後ろのほうにあると思いますけれども、新旧対照表の一番最初のところで横書きというかあれになっておりますけれども、まず改正後で(2)のところで、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき市の処理する事務、それから下のところの(3)のところの高圧ガス法とかガス事業法、それぞれの法律の市町村の処理すべき事務をここに入ったわけですが、県からの移譲事務につきまして、県下でほとんど移譲事務が市町村へ済んでおります。

ただ、この可茂管内につきましては、この項目についてまだ移譲事務が済んでおらなかったということで、可茂消防のほうでこの事務を引き受けていただけることにやっとなりました。それで、この可茂消防事務組合の規約をここに追加するというものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則で、この規約は、平成25年4月1日から施行するというもので、この規約改正を可茂管内のそれぞれの市町村で議会に提案をしているところでございます。

以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号から議案第73号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第8、議案第65号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてから、日程第16、議案第73号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてまでの9件を一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第65号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約で、まず趣旨ですが、第1条で美濃加茂市と加茂郡東白川村は住民福祉の理念の見地から、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、相互の行政区域を超えて証明書の交付事務等を行うため、この規約を定める。

委託の範囲ですが、美濃加茂市と加茂郡東白川村が相互に次の事務を委託するという事で、まず1項ですけれども、住民登録を有する住民に対しての証明書の交付等ということで、住民票の写し、イが印鑑登録証明書、ウとして地方税に関する証明書の3点でございます。

第2項は、戸籍を有する人、本籍のある人に対してのものでございますけれども、住民基本台帳法に定められております戸籍の附表の写し、それから身分証明書、戸籍法の謄本及び抄本、除かれた戸籍謄本及び抄本でございます。

管理及び執行の方法ですが、第3条で委託事務の管理及び執行については、委託事務を委託する市村の条例、規則、その他の規程に定めるところによるものとするということで、例えば当村の方が美濃加茂市役所で交付を受ける場合は、東白川村の条例、規則に従って交付を行うということになります。

経費の負担ですが、第4条、委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託市村の負担とする。
2. 前項に規定する委託事務費の額は美濃加茂市長と加茂郡東白川村長が協議して定めるということでございます。

それから、収入の帰属、第5条ですが、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、委託事務を受託する市村の収入とするということで、当村の方が美濃加茂市役所で証明を受けた場合は、美濃加茂市の収入となります。実務では、この第4条の委託経費は手数料収入をもって充てるということになっておりまして、予算を計上して経費を支払うということとは行わないということになっております。

決算の場合の措置ですが、受託市村の長は地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市村の長に通知するものとする。

それから連絡会議として、第7条 双方の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては臨時に連絡会議を開くことができるということで、可茂管内10市町村の連絡会議を年1回行いますが、このときに事務局が求めた実績を配慮して、第6条の通知にかえることになっております。

第8条のところは条例等を、例えば東白川村が手数料徴収条例等を改正した場合については、直ちに相手方に通知をするということでございます。

それから、第9条は委任で、この規約に定めるもののほか、必要な事項は双方の長が協議して定めるということで、事務の協議書を作成しまして、双方が記名押印して、実際の事務委託を締結することになっております。

附則ですが、この規約は、平成25年2月1日から施行するということで、証明書等の交付も2月1日から施行ということになります。

次からは、相手方の市町の名前が変わるだけで、中は同じですので、議案の朗読だけにさせていただきます。少し早口でさせていただきます。

議案第66号 可児市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、可児市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次ですが、議案第67号 加茂郡坂祝町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡坂祝町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

前回のときに申し上げましたけれども、全て町村については郡名を入れることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次ですが、議案第68号 加茂郡富加町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡富加町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次でございます。議案第69号 加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次でございます。議案第70号 加茂郡七宗町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡七宗町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次へ行かせていただきます。議案第71号 加茂郡八百津町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡八百津町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次でございます。議案第72号 加茂郡白川町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡白川町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

議案第73号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について。地方自治法第252条の14の規定に基づき、加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を定めることについて、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

ここだけ東白川村が先になっておりますけれども、編成順という市町村の並び順で慣例的なものがございまして、美濃加茂市、可児市があって、加茂郡が来て、当村は加茂郡の一番最後ですが、その後に可児郡が来ますので、御嵩町との間だけは東白川村が先に表記してあります。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてから、議案第73号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてまでの9件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてから、議案第73号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてまでの9件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第17、議案第74号 東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第74号 東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例について。東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例。

東白川村暴力団排除条例の一部を次のように改正するという事で、また新旧対照表の先ほどの可茂消防の規約の後ですが、第4条は村の責務ということで、この法の規定によりまして、公安委員会から岐阜県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた団体と連携を図りながら、暴力団の排除を推進していくというところですが、この法のほうの一部改正がされましたので、ここの部分を改正するものでございます。

本文へ戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号 東白川村暴力団排除条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第18、議案第75号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第75号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。また恐れ入りますが、後ろのほうの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

ここは昇給でございますが、今回の人事院勧告によりまして、55歳を超える一般職員ですけれども、勤務成績が極めて良好、または特に良好でなければ昇給できないというものです。普通の成績であった場合は据え置くという改正でございます。

本文へ戻っていただいて、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第19、議案第76号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第76号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次のページですが、過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を次のように改正するということで、附則4号中「平成22年3月31日限り」を「平成33年3月31日限り」に改めとなっておりますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほどの給与条例の次ですが、過疎地域に指定されております製造業とか旅館業で特定の要件に該当する場合は、固定資産税の減免をするという規定がありまして、前の過疎法の期限が平成22年3月31日までということで、当村の条例もその時点で効力を失うということになっておりました。

過疎法が延長されましたので、その時点でその条例の期限を延長しておかなければならなかったわけでございますけれども、条例改正が漏れておって条例そのものは残っていますけど効力はないという状態になっておりましたので、現在の期限である33年の3月31日まで延長させていただくというものでございます。

附則のところで、公布の日から施行し、平成22年4月1日に遡及して適用させていただきたいというものでございます。よろしくお願いします。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う東白川村固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第20、議案第77号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第77号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道給水条例の一部を次のとおり改正する。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

これは、地域主権一括法に伴う改正でございまして、今までは布設工事監督者配置基準とか水道技術管理者の資格基準については水道法施行令で決まっております、それによって全国一律に決められておりましたけれども、平成25年4月1日以降は条例で決めなければならないということになっております。

ですが、今回条例で出させていただくものにつきましては、水道法施行令と全く同一のものを提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

第44条の後に第7章という1章を追加しまして、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準というのを設けることとなります。したがって、第1条の目的のところを今までの目的に加えて基準を定めるという部分を追加しております。

第44条の2につきましては、布設工事監督者の配置する工事の基準を定めております。

ページをめくっていただきまして、裏面になりますけれども、第44条の3ですが、布設工事監督者の資格、学歴とか職歴等の資格基準を定めております。

1枚めくっていただきまして、次の次になりますが、第44条の3というところですが、ここは水道技術管理者の資格基準を定めておりまして、全国的にはこの基準よりも緩やかな基準を定めているところも若干あるようでございますけれども、県内では全ての団体が施行令と同じ基準で現在のところはいつているということでございますので、当村においてもそのように基準を定めさせていただきたいというふうに思います。

最後のページの補則のところは、従来第7章であったものが第8章になります。

本文のほうへ戻っていただきまして、一番最後ですが、附則のところでは施行期日でございますけれども、平成25年4月1日から施行ということでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号から議案第83号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第21、議案第78号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から、日程第26、議案第83号 和解及び権利の一部放棄についてまでの6件を、補正関連のため一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第78号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,012万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成24年12月19日提出、東白川村長。

また、2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、5ページをご

らんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正、変更でございます。一般単独債が1,300万から1,400万ということで100万円プラスでございます。これは上小林の急傾斜地の対策事業で100万円プラスでございます。

災害復旧事業につきましては1,100万円から1,410万円で、310万円の追加でございます。林道災害復旧事業でございます。

それから、過疎対策事業につきましては1億3,110万円から1億3,160万円ということで50万円追加ですが、訪問看護車両の導入に係るものでございます。

そのほか起債の方法とか利率とか償還の方法につきましては変更ございませんので、省略させていただきます。

それでは、7ページの1の総括を省略させていただいて、9ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入。

11款1項6目農林水産業費分担金、594万3,000円の減額でございます。神付モデル茶園の造成ということで、県営の中山間事業への移行ということで、当初予算の額を減額するものでございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額が69万9,000円の減額でございます。1つは、通所サービス事業の負担金、県の補助事業が前年度で終了したため、50万円減額するものでございます。それから、老人ホームの入所者負担金、日本ラインの入所者が1人退所されたため減額するものです。

13款2項4目衛生費国庫補助金、補正額が16万3,000円の減額でございます。次世代育成支援対策交付金でございます。対象事業が子育てヘルパー派遣事業になったために、補助金の減でございます。

14款1項5目県移譲事務交付金、12万2,000円。それぞれ商工会の設立から次のページの旅券発行の交付金までございますが、交付額が決定になってきましたので補正をするものでございます。

次の2項2目総務費県補助金、補正額8万7,000円。自主運行バスの補助金8万7,000円でございます。

それから、3目民生費県補助金、225万円の減額。先ほど言いました通所サービスが制度廃止により減額でございます。

6目の農林水産業費県補助金、349万3,000円の追加でございます。飛騨・美濃じまん農産物の補助金が事業費の増により224万4,000円の増。それから、その下の清流国体ぎふにつきましては、新しく事業採択がございましたので124万9,000円の追加でございます。

8目の土木費県補助金につきましては200万円の減で、県単急傾斜地区で上小林の分でございます。

10目は、教育費県補助金で3万1,000円の減。花づくり運動の推進交付金でございます。

次の11ページで、15款1項1目の財産貸付収入、補正額144万円でございます。土地の貸付料6,000円の減につきましては、木曽渡住宅の自動販売機の設置の用地料でございます。建物の145万につきましては、マツオカの土地の建物の貸付料等でございます。それから青山の分も入っており

ます。

16款 1 項 2 目指定寄附金、補正額30万円。社会福祉施設への指定寄附金、中谷の樋口ちか子様と大口の村雲寛様。それから、教育費指定寄附金には、島倉宏之様からいただいております。

18款 1 項 1 目繰越金、補正額550万6,000円。前年度繰越金でございます。

次の12ページで、19款 4 項 4 目雑入、補正額194万5,000円。農作物の損害防止事業の委託金の交付決定がございましたので6万円。それから、スポーツ教室等の参加料につきましては、3月にカローリング大会を行いたいということで1万円。それから、カローリング大会の参加費、それからその下のワカサギ釣り大会につきましては、それぞれ減額でございますが、出会いの場構築事業のほうで事業費を一本化して実行委員会組織で事業を行いたいということで、村の会計では落とさせていただきたいと思います。それから、白川流域事業の前年度の事業の返還金13万円、結核対策協議会の清算金5,000円。それから、エコトピア住宅の入居保証金の150万円、各東白川からいただくものでございます。それと、農地・水の前年度精算金31万8,000円でございます。

20款 1 項 4 目の衛生債は50万円で、訪問看護車両の導入。

それから、8目の土木債は、補正額100万円で、平の上小林の急傾斜地の分でございます。

11目の災害復旧債は310万円で、林道災害復旧の分でございます。

次に13ページで、3. 歳出の1款 1 項 1 目議会費、補正額が11万円で、職員人件費に係る部分でございます。

2款 1 項 1 目一般管理費、57万8,000円の補正でございます。一般管理費の補正が77万3,000円、給料、手当、共済費、職員人件費が43万7,000円の減額でございます。それと、需用費のところで光熱水費、電気料が昨年と比べまして増加をしてくきましたのでここで60万円。それから、水道使用料につきましても水漏れ等がございましたので、その分3万円の追加でございます。修繕料が本館・別館の部分とも不足をしましてまいりましたので、30万円を追加させていただきたいと思います。役務費にあります廃棄物の処理手数料でございますが、越原の旧お茶工場の中に大分不要な物品がございます。その中の不要物品を処分して、一度倉庫をきれいにしたいということで、その処分費でございます。それと、総務管理費各種負担金が19万5,000円の減額で、これは自主運行バスの補助金でございます。

企画費につきましては、126万7,000円の補正でございます。まず最初に、出会いの場構築事業2万2,000円の減額でございます。ここにつきましては、総務課、それから地域医療センター、教育委員会、それぞれがこの構築事業で予算を持っておったわけですが、この事業を一本化して3つの課だけではなくて、社協、それから森林組合、商工会、農協等を含めた実行委員会をつくらせていただいて、そこで事業執行をしていこうというものでございます。

次の15ページの負担金補助のところで、今までのそれぞれの事業費をここで実行委員会への補助金で出すというものに予算の組み替えをさせてもらうものでございます。

それから、みのかも定住自立の取り組み事業、21万1,000円の減額でございます。24年度事業の負担金の変更があったために、ここで減額させていただくものでございます。

それから下のほうで、定住促進事業150万円でございますが、これは大明神の住宅の部分でございますが、過去、東白川から収入を受けまして村税の滞納等にここで支給をして充てたいというものでございます。

7目交通安全対策費、補正額73万6,000円。交通安全対策費73万6,000円で、防犯灯でございます。PTA、それからそれぞれの地域から8基ほど御要望がございましたので、補正をさせていただきます。

10目の地域情報化事業費578万6,000円。CATVの番組制作で550万3,000円、編集機器となっておりますが、定住自立圏の特別交付税の1,000万の枠を利用いたしまして、編集機とビデオカメラを購入したいと思っております。それから、CATV維持管理費28万3,000円の追加でございます。電気料の不足と工事費の補正、それからネットワークハブがちょっと故障しておりますので、その機器購入でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額20万1,000円でございます。ここは、戸籍住民基本台帳費は7,000円で人件費の補正。それから、一番下にあります戸籍電算化システムの運営のほうですが、ここは広域交付に係る電話機の修繕料。それから、契印機を購入するものでございます。

2目の住民情報処理費は、補正額ゼロで財源補正でございます。

4項5目岐阜県知事選挙費、補正額2万1,000円。ポスター掲示場の使用料が不足するような予想がありますので、補正をするものでございます。

5項1目統計調査費、ここにつきましては、人口動態統計調査の財源補正でございます。

次のページの1目の住民福祉費、補正額5万2,000円の減額。ここは職員手当の減額でございます。

3目の保健福祉費97万9,000円の減額。保健福祉費一般では20万円で、これは2名の方から寄附金をいただきましたので、それを基金に積み立てるものでございます。介護保険の繰出金170万円、不足する村負担の分を支出するものでございます。障害者地域生活支援事業12万4,000円の追加。利用回数の増ということで、月9回ほどだったのが月13回ほどに身障者の利用がふえてきましたので、補正するものでございます。通所サービス事業312万3,000円の減。収入でも言いましたけれども、県の補助事業が前年度で終了したため、この部分は減額するものでございます。なお、これにかかわるところは身体障害者の自立支援事業の扶助費のほうで対応をするということでございます。福祉生活支援事業12万円の追加。対象者が24名ほどふえてきましたので、補正するものでございます。

4目の老人福祉費89万7,000円の減額。老人ホームの入所者が1名減ということで90万円の減。それから、認知症の事業につきましては、旅費の補正で3,000円でございます。

次の19ページで、2項1目児童福祉総務費、18万円の減額。子育て支援事業の人件費でございます。

認可保育所費では49万8,000円の増ということで、職員給与の補正と、修繕料のところでは調理室の湯沸かし器等の修繕でございます。32万円でございます。それから、みつば保育園の改修事業

では、工事費確定による事業費の17万円の減でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額46万9,000円でございます。ここにつきましては、職員人件費と、しまいのところに繰出金がございます、特別会計へ50万円出しますけれども、ここは訪問看護車両の過疎債の部分でございます。

3目母子健康センター費4万4,000円の減。ここは、職員の人件費と電話の使用料が足りなくなったために補正するものでございます。妊婦健診、それから次世代につきましては、職員の旅費とヘルパーの賃金でございます。

環境対策費41万6,000円の減ですが、ここは職員の人件費の減でございます。

6目の廃棄物につきましては、補正額ゼロで財源補正でございます。

21ページの6款1項3目の農業振興費、補正額380万2,000円の減。飛騨・美濃じまんで795万8,000円の増でございますが、ここは当初、ラインの制御盤だけの予定でしたけれども、今回背面中揉機とか粉碎機の更新の内示をいただきましたので、事業者の増による補助金の増でございます。

次の農業振興費各種補助金は、財源補正でございます。茶業振興対策費1,176万円の減額でございますが、神付のモデル茶園につきましては、県営中山間事業への移行によりまして全額減額でございます。負担金の中の全国茶サミット参加負担金、2月1日、2日と白川町で全国大会が行われますので、3人分の負担金でございます。それから、補助金につきましては、1月19日、岐阜市で今度は全国茶業連合の青年団総会がございますので、そちらへの補助金でございます。

4目農業構造改善事業費1万円。気象情報事業の電気料の補正でございます。

2項1目林業総務費、補正額ゼロで、ここも財源補正でございます。

その下の林業振興費186万1,000円の補正で、有害鳥獣につきましては財源補正。それから、産直住宅総合対策事業11万2,000円の補正でございますが、これは需用費で、東陽住建が東白川の木を使って建設しておっていただくわけですが、その40軒分の産直住宅証をつくる費用でございます。清流の国ぎふ森林・環境税事業につきましては174万9,000円で、遊歩道事業と松くい虫被害の有効活用によりますベンチの交換などが事業採択されてきましたので、その分を補正するものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額7万3,000円で、商工振興費は職員の人件費でございます。

2目の地域づくり推進費44万5,000円、地域産業活性化対策事業は財源補正。それから、フォレストスタイル事業が8万8,000円で、高速道路の料金の部分でございます。その次が新しいもので、地域おこし協力隊事業35万7,000円でございます。1月27日に東京での説明会がございますので、その説明会への負担金20万円と、1月26日から28日まで2人ほど東京へ出向いて説明をしてきます。その費用などでございます。2名の募集を予定しております。

8款1項1目の土木総務費、補正額47万1,000円でございます。土木総務費では1万2,000円で、人件費の補正。公共施設等自主修繕事業は45万9,000円で、神土なべのせぎの修繕の部分でございます。

次のページの2項1目道路橋梁費、補正額126万6,000円。道路橋梁維持事業80万円でございます

が、平3号線、保育園のところですけども、U字溝等の路面との段差を修繕するもので、PTAのほうからも要望がございました。社会資本整備総合交付金事業33万5,000円、中川原公園の桜の枝の撤去とか、街路灯の移転工事でございます。道の駅管理費13万1,000円。道の駅のトイレの自動の手洗い水洗でございますが、2基故障しておりますので、その修繕の分でございます。

3項1目住宅管理費、補正額22万1,000円。ここにつきましては、平西住宅の畳の表がえ、それからフラットハイムのユニットバスのパッキン交換など、修繕を行うものでございます。

25ページ、4項1目河川砂防費、補正額122万円の減額。ここにつきましては、まず委託料につきましては土砂対策防止法によります危険なり面の詳細設計を行うために200万円の追加。それから、工事費につきましては事業費確定による300万円の減。それから、用地補償につきましては、次年度対応ということで22万円の減でございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額ゼロで、ここは財源補正でございます。

2項の消防施設費45万2,000円、ここにつきましては4部の6ポンプの水道施設につきましては、道路を横断して水道を引っ張ってくるというような予定でしたけれども、近所の家から水道を借りられることになりましたので、その分減額するものでございます。

10款1項2目事務局費、補正額21万6,000円。教育委員会事務局費で、職員人件費と最後の補助金では修学資金利子補給金が不足するため補正するものでございます。

2項1目学校管理費、補正額18万円。賃金の補正。

それから、2目の教育振興費5万5,000円の補正でございます。寄附金が5万円ほどございましたので、それを活用しまして図書を購入するものでございます。

次の27ページ、中学校費の教育振興費でも5万5,000円ということで、寄附金活用による図書の購入でございます。

5項1目保健体育総務費、補正額6万6,000円。軽スポーツ大会の開催費6万6,000円で、3月3日にカローリング大会を予定しております。それから、ぎふ清流国体関連事業につきましては財源補正。

2目の体育施設管理費30万円の補正。五加運動場の井戸の解体撤去工事でございます。

それから、最後の次のページの11款1項2目林業用施設災害復旧費、補正額ゼロでございますが、これも財源補正でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

次のページですが、議案第79号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,432万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の総括までは朗読を省略させていただきます。

7ページの歳入のところですが、5款1項1目前期高齢者交付金、補正額2,999万円の減。前期高齢者交付金（現年度分）の減でございます。

9款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額2,999万円。国民健康保険基金の繰入金ということでございます。

前期高齢者交付金につきましては、前々年度分を精算して当年度に精算するということになっておりますが、前々年度に1億1,700万ほどもらっておりますけれども、精算した金額は7,500万で、7,220万ほどの返還をしなければならないということでございまして、とりあえず2,999万円を減額させていただきまして、その部分を基金で繰り入れを充てさせていただきたいというものでございます。国保基金につきましては、3,075万5,000円の残額ですけれども、3,000万円を取り崩しますと、今年度末は75万5,000円の残額になることになります。

10款1項1目繰越金、補正額2万3,000円。前年度繰越金で、前年度繰越金につきましても今年度補正も終了しますと、実際の残高は今年度末に残るのは296万9,000円になるという見込みでございます。

歳出のほうですが、8款1項1目特定健康診査事業費、補正額はゼロでございますけれども、旅費のうち特定健診の保健師等に支払う旅費が2万円ほど不足しますので増額させていただきまして、その分を特定健診の負担金の減ということで、補正額はゼロですけれども中身の組み替えをさせていただきたいと思います。

それから、10款1項3目の償還金、補正額2万3,000円。前年度の高額医療費共同事業交付金の精算をして返還する金額でございます。国保連合会に返還するものでございます。

国保会計は以上でございます。

次のページですが、議案第80号 平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,199万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月19日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の歳出までは朗読を省略させていただきます。

7ページのところですが、介護保険につきましては、歳出のほうで説明します給付費が1,360万円ふえるというものでございます。それに伴う歳入の補正でございます。

まず、1款1項1目の保険料は、保険料の歳入見込みの確定によるもので、補正額1万2,000円。現年度分の普通徴収保険料でございます。

それから、3款1項1目介護給付費負担金、補正額272万円。これは、給付費の20%でございます。

それから、3款2項1目調整交付金、補正額122万4,000円。これは、給付費の9%でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額394万4,000円。これは、給付費の29%でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、県の負担金ですが、補正額170万円。県は12.5%でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額170万円。一般会計からの繰入金でございますけれども、村の負担分も県と同じ12.5%の負担率でございます。

※

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額230万円。介護給付費準備基金から繰り入れた分につきましては、給付見込み1,360万円の17%から1,200万円を引いた分ということになります。今までの分を足してきた分を引くと1,200万になりますが、その不足分を基金の繰り入れで賄うものでございます。

7款1項1目繰越金、補正額29万4,000円、前年度繰越金でございます。これは、システム改修費の歳出がございますけれども、それに相当する部分でございます。

次のページの3. 歳出をごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費29万4,000円。先ほど申し上げましたシステム改修の委託料で、28万円プラス消費税の金額になっております。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,200万円。居宅介護サービス給付費で、訪問とかグループホーム、短期入所等に要する費用でございます。

3目居宅介護福祉用具購入費、補正額20万円。居宅介護福祉用具購入費が15万円。5人で1人当たり3万円を見込んでおります。介護予防福祉用具購入費は5万円。2人で1人2万5,000円を見込んでおります。

5目居宅介護サービス計画給付費、補正額140万円。これは、居宅介護サービス計画の給付費用でございます、人数と単価の増加に伴うものでございます。

介護保険は以上でございます。

次が、議案第81号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,239万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の総括表までの朗読は省略させていただきます、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額230万3,000円。前年度繰越金でございます。

次のページですが、3. 歳出。

※ 後刻訂正発言あり

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額5,000円。これは、職員人件費関連の補正でございます。

3 款 1 項 1 目施設維持管理費、補正額229万8,000円。施設維持管理費で、需用費の修繕料、施設修繕料が89万1,000円でございますが、上親田の配水池がございますけれども、そのポンプユニットが故障しておりましてその修繕と、曲坂浄水場の次亜塩素酸の注入ポンプが少し故障をしておりまして、その消耗品の修繕等でございます。ポンプは2台のうち1台が現在は停止状態でございます。工事請負費が140万7,000円で、こちらも曲坂浄水場の取水場のフロート弁ですけれども、それも現在故障しておりまして、石を乗せて固定しているような感じになっておりますけれども、最低限の修繕工事だけをさせていただくものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第82号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,401万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月19日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1. 総括を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 5 目その他医業収益、補正額8,000円。その他医業収益ということで、滞納繰越分1,000円、その他医業収益7,000円でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額50万円。介護訪問車両による過疎事業債分の一般会計からの繰り入れでございます。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額440万円の減。前年度繰越金の減でございます。

7 款 1 項 1 目雑入で、補正額309万2,000円の減。看護師の研修先負担金で、当初予算編成時、2名で研修予定でしたが1名に減りました関係と、その他の医業外収益が2万8,000円で、差し引きで309万2,000円の減でございます。

8 款 1 項 1 目の指定寄附金、補正額50万円。指定寄附金で、5名の方からいただいたものでございます。

9 ページ、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額87万5,000円追加。人件費で、給料、手当、共済費に係るものは人の異動への対応ということで、26万の追加になります。それから、需用費のほうで事業推計による増減額の調整ということで、文具類で19万減で、給食の消耗品2万円と、その他の消耗品17万円の追加で、差し引きでゼロでございます。委託料の消防施設保守点検料につきましては、前年度整備しましたスプリンクラーの法定点検の検査費用が消防署の立入検査に必要ということで指摘が

ありまして、5万5,000円を追加するものでございます。18節備品購入費につきましては、訪問看護車両52万円で、車椅子対応のリフト付きの軽のワゴン車を導入するもので、52万円の追加でございます。負担金、補助金及び交付金につきましては、負担金で在宅介護事業の負担金6万円の減と、全国老人保健協会費5万8,000円の追加、それから県の老人保健協会への会費4万1,000円の追加で、差し引きで3万9,000円の追加でございます。公課費で、自動車重量税1,000円の追加でございます。

2款1項1目、補正額785万9,000円の減でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、24年10月末で退職者、看護師1名がございましたので、その分に係る給料と職員手当と共済費をそれぞれ減額するものと、職員手当の通勤手当につきましては、人の異動に係る分で6万8,000円の追加。管理職手当につきましては、人勧への対応ということで1万1,000円の追加。住宅手当の32万4,000円の減につきましては、県派遣医師について村内住宅への入居を勧めておりましたが、実現しておりませんので年間見通しということで減額をさせていただくものでございます。それから、共済費の共済事務費負担金2,000円については、単価のアップによる増でございます。需用費の診療材料費につきましては、在宅酸素用の諸費60万円の減。それから、一般の診療材料費3万3,000円の減で、老健のほうで必要になりますおむつ代、それから一般診療材料費ということでそれぞれ23万円を追加し、需用費としては差し引きで37万3,000円の減ということでございます。委託料、CTスキャナーの保守料20万8,000円につきましては、昨年12月に整備をしたものの、稼働率を見て保守料を決定するというようなことで、25年1月から3月までの3カ月分で20万8,000円を追加するものでございます。備品購入費につきましては、事務用備品の事業費の確定で31万5,000円の減で、老健施設用備品ということで、介護用ベッドを1台整備するもので、差し引きの増減ゼロということでございます。

11ページ、基金積立金、3款1項1目、補正額50万円。5名の方からいただきました指定寄附金で積み立てをするものであります。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

次の議案の前に、先ほど介護保険でちょっと変な説明をしておりまして、ちょっと戻って訂正の説明をさせていただきたいと思います。

介護保険特別会計の8ページをごらんいただきたいと思います。

6款2項2目の介護給付費準備基金繰入金のところ、算出根拠を申し上げましたけれども、1,360万円の17%が受益者が支払ってもらう分でございますけれども、保険料の増額は1万2,000円だけでございますので、17%から1万2,000円引いた額の230万円の補正ということで、訂正させていただきたいと思います。お願いします。

そうしましたら、議案第83号へ行かせていただきます。

議案第83号 和解及び権利の一部放棄について。東白川村が有する次の権利について和解を行いその一部を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定に基づき議会の議決

を求める。平成24年12月19日提出、東白川村長。

次のページの別紙ですが、1. 和解及び権利の一部放棄の相手方。〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2. 和解の内容。

1. 村は、エコトピア住宅1号の家賃を通常の村営住宅家賃だったものとして再計算する。

2. 再計算に用いる家賃額は月額5万円とする。

3. 〇〇氏が納付していた入居保証金150万円は、同氏が村に対して有する村税、保険料、水道使用料、CATV使用料及びエコトピア住宅使用料の滞納額に充当するものとする。

4. 〇〇氏は、エコトピア住宅1号及びその敷地の所有権移転請求権その他の権利を全て放棄するものとする。

5. 村は、エコトピア住宅1号の家賃再計算に伴い、減額した金額617万5,617円の請求権を放棄するものとするということで、次のページをごらんいただきたいと思いますが、和解及び債権の一部放棄確認書案でございますけれども、東白川村と〇〇〇〇は、東白川村エコトピア住宅条例各条項に定めるエコトピア住宅1号の入居契約に関し、下記のとおり変更することを確認したということで、1として、住宅の入居条件は所有権移転を伴わない通常の村営住宅と同等の扱いであったものとして、入居から退去までの住宅使用料を再計算する。

2. 再計算に用いる住宅使用料は同等の村営住宅に準じ、月額5万円とする。

3. 乙が入居時に納付した条例第13号に定める入居保証金については、乙が甲に対して有する滞納村税その他の債務に充当するものとし、残余の金額は住宅使用料滞納額に充当するものとする。

4. 乙は、住宅及び敷地の所有権移転請求権その他の権利を放棄するものとする。

5. 甲は、住宅使用料再計算により減額することとなる金額の請求権を放棄するものとする。

6. 本和解及び債権放棄は、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、東白川村議会の議決を受けたときに有効となる。

計算の根拠ですけれども、入居したのは平成13年6月1日で、退去したのが平成23年7月5日ですので、若干の端数がありますけれども、月数で120月でございます。その間に売買を前提とした家賃を請求しておりましたので、請求した家賃の合計額は1,217万5,617円ですが、月額5万円で再計算しますと、それが600万円になります。それで、減額される額が617万5,617円ということになります。入居してから今までに407万8,124円の家賃を納付しておりますので、600万円からその額を引きますと、和解がなっても、なお192万1,876円の未納が残るということになります。それから407万のほかに入居保証金として当初150万円を納付しておりまして、村から、株式会社東白川に払っておりますけれども、それにつきましては滞納金等に充当するというものでございます。その内訳ですが、書いてありますように、村税、それから国保・介護・後期高齢の保険料、水道使用料、CATV使用料で、残ったのが1万1,354円ということになりまして、その分はエコトピア住宅の使用料の未納分に充当したいというものでございます。村税と国保税につきましては、延滞金も含んだ額で計算してございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2 番 桂川一喜君。

○2 番（桂川一喜君）

一般会計の23ページの一番上で、地域おこし協力隊事業についてちょっと質問させていただきます。

先ほどから一般質問で何回も出てきていましたし、前回の全協の折にも出ておりましたが、せっかく泰阜村への研修に行ったときにこの話題が出ておまして、そのときにすごく印象深い言葉を今覚えていまして、泰阜村の方がこの事業を行った後、この事業の終了後に来ていた人が定着するかどうかという話をされていました。それで、この事業が終わった後、定着率が大体4割。それから、定着したいという希望でいうと7割ぐらいまであって、3割の方はしたいんだけど事情があってやっぱり残れないというようなことを伺っていて、そこに実は大事な要素がありまして、それが印象深く覚えているんですが、定着率を上げるためには来られた協力隊の方にゼロベースでアイデアを出してもらうこと、これが定着率を上げる最大のコツで、一定の事業計画をもって招待して、その人たちにあらかじめ決まった仕事を与えるようなパターンですと、定着率が下がりますよというような泰阜村の担当者の方の説明を受けてきたことを覚えています。

それで、今回、先ほどまでの話ですと、何か割と枠は決まっていて、この人たちを一定の目的で使いたいというような言葉でしゃべっておられましたが、実はセットになっていたのが人口をふやすということと同時におっしゃっていましたんで、この辺今初めて聞かれたアイデアというか意見なのかもしれませんが、それを踏まえた上でお考えを伺いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

私のほうから。

地域おこし協力隊の、先ほどは出口のあれだけで言ったんですけれども、どんなことをやっていただくというようなこちらの思いは地域おこしの支援業務、それから農林水産の業務、それから水源保全監視活動業務、地域の環境保全業務、地域住民の健康づくり業務、その他村長からも言ったように幅広いことをやっていただくというようなふうにしておって、まだどれとどれというような絞り込みというふうにはしておりません。

それで、2名ですが、確実に来ていただかないと物事が進んでいかないという、まだその状況でございますので、いかにやる気のある方をこちらに来ていただけるかということがまずは一番大事なところだと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2 番 桂川一喜君。

○2 番（桂川一喜君）

心強いコメントでしたけれども、I ターン者というのをふやしていくときに、隣の中津川市の旧加子母村さんなどは、技術ですとか、特に特技を持ってみえる I ターン者の方いきなり地域の重要なポストを与えながら、そこでその人たちにアイデアを出してもらいながらやっていただくという形で有効な、利用されつつ I ターン者の定着率をふやされているということを踏まえると、このような事業を上手に活用していただいて、できる限り村にちょっとでも携わった人が定着していくような方向を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

同じく協力隊に関しての質問なんです、今、村のほうから総務省の緑の分権改革のアドバイザー派遣事業というものに申請をしていただきまして、村内の今取り組み始めた幾つかの事業のアドバイスを受けて育てるといったようなことをやっていますが、その事業に関しても将来的に地域おこし協力隊とつながる部分がある事業ではあるんですが、その辺は今後何らかの視野に入れて考えてみえるのかどうかということをちょっとお聞きます。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

全てこの村をどういうふうにしていくかということにかかってくるかと思います。どこまでかわりが出てくるかはまだわかりません。

先ほどの出口戦略にしましても、既に新世紀とかいろいろ外に売り出しておりますので、いろんな方との全てのことに對して調整が必要になってくるのではないかと、私個人は思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

アドバイザー派遣事業のアドバイザーの方が11月に見えたときに、少し将来的にそういう地域おこし協力隊という人を頼めたらいいなというような御意見も言ってみえましたし、また既に東白川村が頼むということを調べまして、一緒に連携というか協力とか、そういうふうにつながり合ってやっていけるといいですねみたいなことを言ってみえたので、今後ともその辺のところも検討、配慮を入れながらやっていただけると、またいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

地域おこし協力隊も緑の分権の方も、いずれにしても東白川村へ来てアドバイスをし、働いていただける方はその方の考え方もございますが、我々としてはできるだけ歓迎し、仕事がやりやすいように持っていきたいなと思っております。

また、地域おこし協力隊については、これから募集をし、応募してくれる人を受け付けて、そして村へ面接に来ていただくと。これは2名欲しいと言っておりますが、2名来ていただけるのか10名来ていただけるのか、それはわかりませんが、そこで村を知っていただいて、こういうところで来てやりたいよと。村はこういう考えを持っていますということをお互いに話し合って、できるだけ合った方を、スムーズに採用をしてまいりたいと。何とか応募がたくさんあるように祈っておるわけですが、これはまた東京まで出向きまして面接をして、そしてその中で何人か応募していただいた方をこっちに来てもらってやるということになっております。

桂川議員おっしゃいますように、もちろん3年間の契約でございますが、それ以後も定着をしていただければ、こんなよいことはないわけで、そのような方向へ導いていきたいと思っております。個人の考え方もあることですので強制はできませんが、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

11ページの財産収入のところで、建物貸付料の145万が、これマツオカさんと青山さんですか、もうちょっともしわかれば細部を教えてくださいのと、それから21ページの農林水産業費で、神付のモデル茶園工事が最初は丸登さんの計画が村が事業主体になって、今度はまた県のほうの中山間のほうの事業でやるということに変わったわけですがけれども、そもそも8月のときに新しく県営の中山間事業が村へ採択されたので、村のほうも協定承諾等からいろいろ事業内容の要望を募った覚えがあるんですけれども、その第1号というふうに解釈していいのか、その辺をちょっと伺いたいします。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

マツオカに対しての土地の建物の貸付料ですがけれども、年間270万で貸し付けをしております。今年度につきましては、10月分から3月分の135万を補正させておっていただきます。その中には青山さんの分も含まれた金額でございます。それで、4月から9月までにつきましてはマツオカは

入っていませんので、青山さんから面積に応じて10万円をいただくようなふうにしております。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

神付モデル茶園の件でございますけれども、これは当初は東白川製茶が事業主体となつて行う事業に対して、農業振興補助金を助成するという組み立てでございましたけれども、その後、組合の事情等によりまして、村がやるという変遷といたしますか、そういうふうになつてきておりましたけれども、ことし7月に郷土集落の代表者会議の折に中山間事業の説明をさせていただきますと、その中で財政的にも非常に有利な内容を説明いたしましたところ、8月に組合のほうからそちらに移りたいという話を受けまして、それを受けて今度の県営中山間のほうへ上げていくということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

わかりました。

それで、この第1号というか、新しく8月に説明があつた事業の80ぐらい要望が出ておつたということで、そのあれを今後予備調査費とか何か補正もありましたけど、この神付モデル事業は第1号というふうに理解してよろしいわけですか。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

組合のほうからは、のんびりしてやっていけない。モデル的にこうした経営管理というものを試験的にやっていきたいというようなもとの目的がございましたので、早期に基盤整備を整える必要があるということから、初年度に上がるように持っていきたいというふうに思っております。中山間事業の着手初年度に行けるように持っていきたいというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

その要望が出ておつた協定書の中にいろいろ出ておつた中の一部として、これも採用したということでよろしいですか。それとはまた別に中山間でこの事業をやっておるのか、その辺をちょっと。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

先ほど申しましたとおりですけれども、詳細な中身につきましては全協のほうで詳しく説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から、議案第83号 和解及び権利の一部放棄についてまでの6件を、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第83号 和解及び権利の一部放棄についてまでの6件は、原案のとおり可決されました。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（安江祐策君）

日程第27、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

指名については、議長において指名をいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員、規約第7条第2項第1号に定める議員に、監査委員 安江正彦君。規約第7条第2項第2号に定める議員に、村議会議員 服田順次君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました監査委員 安江正彦君、村議会議員 服田順

次君を本組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、監査委員 安江正彦君、村議会議員 服田順次君を当選人とすることに決定しました。

選出されました監査委員 安江正彦君、村議会議員 服田順次君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを告知します。

◎東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（安江祐策君）

日程第28、東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了については、平成24年11月28日付、東選第62号の2で東白川村選挙管理委員会委員長より議長宛てに通告がありました。任期満了の時期は、平成24年12月25日となっておりますが、委員の選挙については地方自治法第182条第1項で「選挙権を有する者で人格が高潔、政治及び選挙に関して公平な見識を有する者のうちから、普通公共団体の議会においてこれを選挙する」と定められておりますので、申し添えます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

事務局長、書記より一覧表を配付していただきます。

午後4時37分 休憩

午後4時38分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員には、古田政春氏、神戸667番地3、昭和11年4月28日生まれ。栗本重秋氏、五加337番地、昭和24年10月21日生まれ。田口小鈴氏、越原2485番地2、昭和27年1月30日生まれ。安江悦子氏、神戸359番地、昭和28年2月10日生まれ。以上の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、安江弘企氏、五加910番地、昭

和28年6月23日生まれ。第2順位、松岡安幸氏、越原1074番地10、昭和30年12月14日生まれ。第3順位、安江宏氏、神土3378番地、昭和30年9月11日生まれ。第4順位、小池毅氏、五加1860番地2の1、昭和31年6月21日生まれ。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

当選されました方々には、文書で当選されましたことを告知します。ただし、本日議場に出席の方につきましては、この場で当選されましたことを告知しますので御了承ください。

◎発議第3号及び発議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第29、発議第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第30、発議第4号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの2件を関連があるため一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

発議第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について。

右の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成24年12月19日提出。提出者、服田順次、賛成者、今井保都、賛成者、安倍徹。東白川村議会議長 安江祐策様。

1ページを開いていただきまして、本文でございますが、東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、今回の議案の委員会条例の一部改正は、地方自治法の一部改正により行うものでございます。別紙の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第5条の第3項の追加は、法の一部改正により特別委員の在任の規定が設けられました。

第7条第1項の追加は、自治法にあったものが委員会条例に移行するものであります。

第7条第2項から第5項までと、第12条第2項については委員の選任、辞任の方法について、議長の指名許可に改正するものであります。

戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

続いて発議第4号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則について。

右の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成24年12月19日提出。提出者 服田順次、賛成者 今井保都、賛成者 安倍徹。東白川村議会議長 安江祐策様。

1 ページ開いていただきまして、東白川村議会会議規則の一部を改正する規則。

東白川村議会会議規則の一部を次のように改正する。

この議会会議規則の一部改正も地方自治法の一部改正により行うものであります。

後ろのほうの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第17条は、法の条例の追加により法第115条の3に繰り下げたものでございます。

第73条2項においても、法第109条の3項に繰り下げるものであります。

第117条から第17章公聴会については、法改正により本会議においても委員会同様公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったため、議会会議規則に追加するものであります。

もとへ戻っていただきまして、附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてから、発議第4号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてから、発議第4号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの2件について、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江祐策君）

日程第31、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成24年12月19日、東白川村議会議長 安江祐策様、議会運営委員会委員長 服田順次。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

村長さん、何かあれば。

○村長（安江眞一君）

どうも御苦労さんでございました。

慎重な審議の上に御決定賜りまして、ありがとうございました。一般質問で御指導いただいたこと等、今後の村政運営に生かしてまいりたいと思いますので、どうか御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げて御挨拶いたします。御苦労さんでございました。

午後4時52分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員